

KINSHIN 2019

金沢信用金庫の現況

資料編

(業務及び財産の状況に関する説明書類)



ごあいさつ

皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、金沢信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ここに、当金庫の現況をご紹介するディスクロージャー誌「KINSHIN 2019 資料編」を作成しました。ぜひご一読いただき、当金庫の事業活動や経営内容について、ご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

2018年度の我が国経済は、「一億総活躍社会」の実現へ向けて、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」からなるアベノミクスの「新三本の矢」の一体的推進の下、企業収益が過去最高を記録し、雇用及び所得の改善により、個人消費の持ち直しが続くなど、順調な景気回復軌道を進んでいます。しかしながら、少子高齢化の進展を背景に人手不足が深刻化するなどの問題も生じ、6月には「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太方針)が閣議決定されました。

北陸地域の経済動向を見ますと、当地域は「地方創生のモデルケース」と言われるなど、2015年3月の北陸新幹線開業から4年が経過した今もお、その賑わいが続き、2019年3月の財務省北陸財務局による北陸経済調査においても、総括判断、個人消費共に「緩やかに拡大しつつある」としています。

当金庫は、中小企業の皆様や地域のための協同組織金融機関として、経営理念である地域経済の発展に向け、お客さま本位の営業活動による地域のお客さまとの共通価値創造を行動指針に掲げ、地域のお客さまに対して、金融仲介機能の発揮や資産形成支援に積極的に取り組んでいます。

このような中、2018年度は、お客さまの事業の持続可能性と成長可能性を理解する「お客さま理解(事業性評価)」や資産形成へ向けたコンサルティングに積極的に取り組み、お客さまの事業の発展につながる付加価値の高い融資提案や、お客さまのニーズに適った資産運用提案を積極的に展開するなど、地域のお客さまの期待と信頼に応える活動に努めてまいりました。こうした取り組みの結果、市場金利や貸出金利回りの低下等の厳しい経営環境下において、当期純利益を941百万円計上するなど一定の成果を挙げることができました。これもひとえに、地域の皆様の格別なお力添えの賜物と改めて心より御礼申し上げます。

当金庫は、これからも地域のお客さまと“きんしん”、そして役職員が深い絆で結ばれた関係を築き、地域社会の繁栄と持続的な発展に寄与すべく努力を重ねてまいります。

何卒、引き続きご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご発展、ご繁栄をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。



理事長

忠田 秀敏

経営理念

金融という仕事を通して、地域経済の発展に貢献する。

仕事を越えた幅広い社会活動を通して、地域社会づくりに貢献する。

魅力ある職場を通して、職員とその家族の幸せを実現する。

経営方針

地域金融機関としての存在価値を高め、強固な経営基盤を構築する。

お客さまと職員の明るい未来の実現へ向け、健全な経営を行う。

行動指針

私たちは、お客さま本位の行動に徹し、お客さまと共に汗をかき、利益を共有することを常に忘れず、相互の発展につながる活動を実践する。

私たちは、金沢信用金庫の職員として誇りを持ち、互いに思いやり、助け合うことを忘れず、高い目標に向かって全力を尽くす。

KINSHIN
2019

資料編

CONTENTS

ごあいさつ	1
当金庫の経営理念	2
ふるさと活性化への取り組み	3
金融ADR制度への対応	4
業績ハイライト	5
資産の健全性	6
コンプライアンス	7
リスク管理態勢	8
総代会	9
組織・役員	11
主要な事業内容・当金庫の沿革	12
店舗一覧・当金庫の環境方針	13
資料編 財務データ	14

●本誌は、信用金庫法第89条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

当金庫では、本誌「資料編」(業務及び財産の状況に関する説明書類)のほか、創業支援、CSR活動、金融仲介機能のベンチマークなどを記載した冊子「KINSHIN2019金沢信用金庫の現況」も作成しています。同冊子は、当金庫ホームページ上で、パソコン、スマートフォン、タブレット端末などでご覧いただけます。

<http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>

きんしん

検索

地域密着型金融の推進

当金庫では、美しいふるさととの発展に寄与する地域金融機関を目指し、お客さまの課題解決支援をはじめとした地域密着型金融を推進しています。

■ 創業・新事業支援

当金庫では、必要資金のご融資をはじめとするさまざまな創業・新事業支援に積極的に取り組んでいます。今後も創業や新規事業に取り組む中小企業を支援し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

2017年度より「きんしん創業ステーション」を設置しており、お客さまに寄り添ったサポートに取り組んだ結果、多くのお客さまに当金庫をご利用いただきました。

項目	2018年度実績	
創業・新事業支援融資	65件	403百万円
うち創業融資	64件	398百万円

■ 経営改善・事業再生支援

当金庫では、経営課題や改善策の検討、経営改善計画の策定や実施など、「お客さま理解(事業性評価)」への取り組みを強化しています。

項目	2018年度実績
お客さま理解(事業性評価)への取り組み	100先
経営改善支援取り組み先	553先
うちランクアップ先	29先
ランクアップ率	5.2%
再生計画策定率	57.7%
中小企業再生支援協議会活用先数	11先
うちDDS等による事業再生取り組み先数	0先
その他専門家との連携	30先

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項目	2018年度実績
新規に無保証で融資した件数	966件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.58%
保証契約を解除した件数	187件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	—

中小企業者等の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の取り組み状況について

2009年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」が2013年3月に期限切れとなりましたが、当金庫の姿勢はこれまでと何ら変わりません。今後も協同組織金融機関として相互扶助の経営理念の下、地域の中小企業や個人のお客さまへの安定した資金供給を最も重要な社会的使命のひとつと位置付け、さまざまな取り組みを実施してまいります。

当金庫では「地域金融円滑化のための基本方針」を営業店窓口及びホームページで公表し、基本方針に基づく態勢を整備するとともに、「金融円滑化に向けた取り組み状況」をホームページで公表しています。

<http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>

※金融円滑化窓口の設置状況

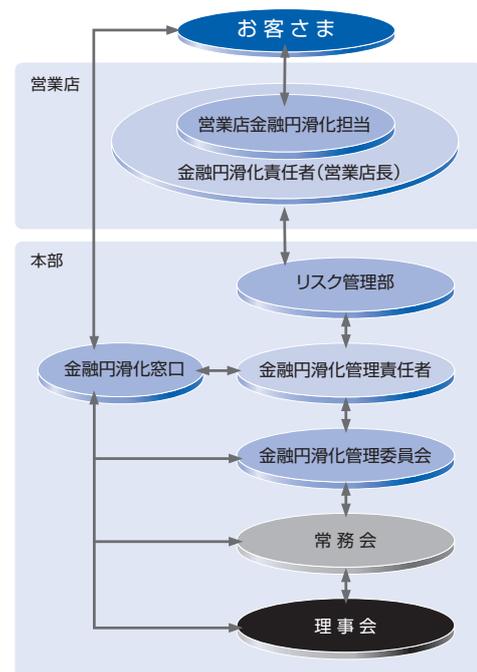
お客さまからの貸付条件の変更等に関するご相談は、次の窓口までお気軽にご相談ください。

【返済計画見直し等ご融資相談窓口】

- ・営業店:各本支店(エリア統括店、単独店)
融資係 金融円滑化担当
- ・本 部:リスク管理部 金融円滑化管理担当
TEL:0120-133-007 受付時間:平日9:00~17:00

【お客さまサポート等窓口(ご意見・ご要望・苦情)】

- ・リスク管理部 顧客保護等管理担当
TEL:0120-538-552 受付時間:平日9:00~17:00



**当金庫における苦情処理措置・
紛争解決措置等の概要**

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しています。

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはリスク管理部で受け付けています。

- ①苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ②事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

金沢信用金庫 リスク管理部

金沢市南町1-1 TEL:0120-538-552
受付日時:当金庫営業日 9:00~17:00
受付媒体:電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記リスク管理部にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
TEL:03-3517-5825
受付日:月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)
時間:9:00~17:00 受付媒体:電話、手紙、面談

- ⑤東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)、金沢弁護士会、福井弁護士会及び富山県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク管理部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会 紛争解決センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL:03-3581-0031
受付日時:月~金 9:30~12:00、13:00~15:00
(祝日、年末年始除く)

第一東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL:03-3595-8588
受付日時:月~金 10:00~12:00、13:00~16:00
(祝日、年末年始除く)

第二東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL:03-3581-2249
受付日時:月~金 9:30~12:00、13:00~17:00
(祝日、年末年始除く)

金沢弁護士会 紛争解決センター

〒920-0937 石川県金沢市丸の内7-36
TEL:076-221-0242
受付日時:月~金 10:00~17:00
(祝日、年末年始除く)

福井弁護士会 紛争解決センター

〒910-0004 福井県福井市宝永4-3-1
三井生命ビル7階 TEL:0776-23-5255
受付日時:月~金 9:00~17:00
(祝日、年末年始除く)

富山県弁護士会 紛争解決センター

〒930-0076 富山県富山市長柄3-4-1
TEL:076-421-4811
受付日時:月~金 10:00~16:00
(祝日、年末年始除く)

- ⑥東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。例えば、東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管する方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはリスク管理部にお尋ねください。

証券業務に関する苦情や紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等や紛争の解決のあっせん等の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」(電話:0120-64-5005)でも受け付けています。

業績

◎預金積金残高

預金積金は、公金預金が減少したこと等により、前期末比6,619百万円減少し、491,820百万円となりました。

◎貸出金残高

貸出金は、法人向け融資が増加したものの、住宅ローン等の個人向け融資と地公体向け融資が減少したこと等により、前期末比347百万円減少し、228,335百万円となりました。

◎預り資産残高

国債は、前期末比394百万円減少し、4,301百万円となり、投資信託は、前期末比186百万円減少し、6,337百万円となり、保険は、前期末比2,405百万円増加し、27,530百万円となりました。

◎純資産

純資産は、その他有価証券評価差額金の増加等により、前期末比12百万円増加し、25,687百万円となりました。

損益

◎経常収益

経常収益は、役務取引等収益や貸倒引当金戻入益の減少等により、前期末比845百万円減少し、7,402百万円となりました。

◎経常費用

経常費用は、与信関係費用や有価証券関係費用等の増加により、前期末比124百万円増加し、6,432百万円となりました。

◎経常利益

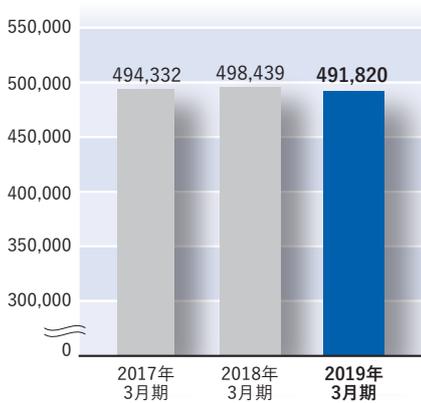
経常利益は、上記要因等により、前期末比969百万円減少し、970百万円となりました。

◎当期純利益

これらの結果、当期純利益は、前期末比950百万円減少し、941百万円となりました。

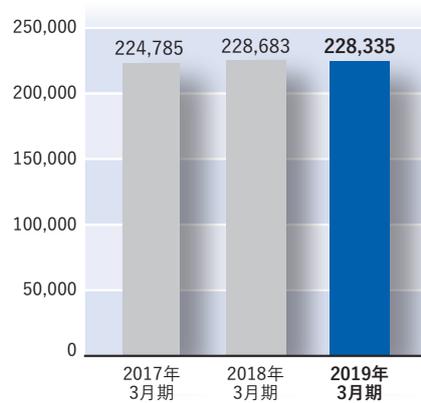
預金積金残高

(単位：百万円)



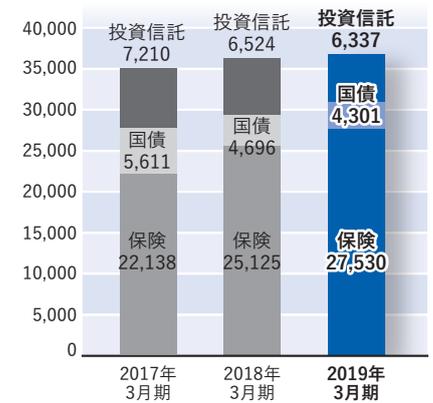
貸出金残高

(単位：百万円)



預り資産残高

(単位：百万円)



経常収益

(単位：百万円)



経常利益

(単位：百万円)



当期純利益

(単位：百万円)



自己資本比率(国内基準)

自己資本比率は、経営の健全性を示す重要な指標の一つです。

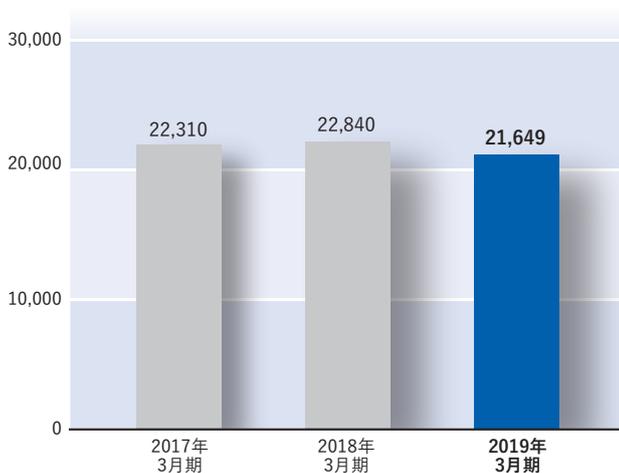
2019年3月期は、2018年7月末に優先出資消却を2,000百万円実施したこと等により、自己資本の額が前期末比1,191百万円減少し、21,649百万円となりました。また、リスクアセットは前期末比3,748百万円増加し、227,257百万円となりました。この結果、自己資本比率は前期末比0.69ポイント減少し9.52%となりました。当該比率は、国内基準である4%を十分に上回っています。

自己資本比率の推移



自己資本の額の推移

(単位：百万円)



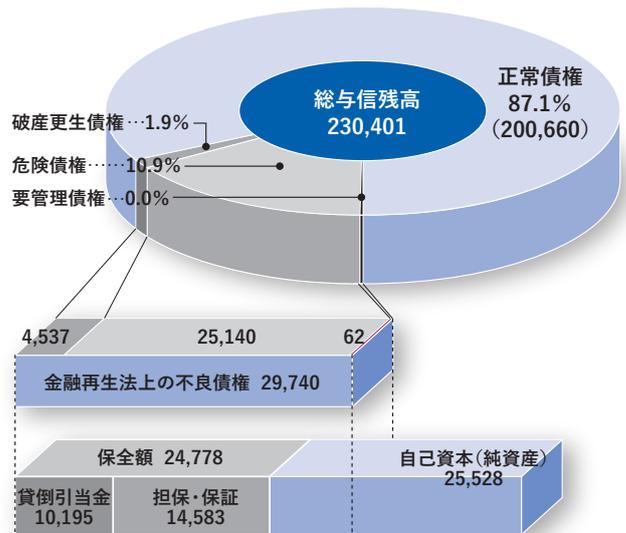
不良債権(金融再生法)

当金庫は、総与信(お客さまへの貸出金、その他の債権等)について適正な資産査定を実施しています。

不良債権とは、一定の条件に当てはまる与信、もしくはその回収可能性が著しく低い債権のことを言い、当金庫の査定区分に準じた区分にて分類表示しています。

金融再生法上の不良債権は、前期末比1,879百万円減少し、29,740百万円となりました。この結果、総与信に占める割合は、前期末比0.77ポイント低下して12.90%となりました。また、保全率は、前期末比0.26ポイント低下して83.31%となりました。

金融再生法に基づく資産構成及び保全状況 (単位：百万円)



(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金をいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

当金庫では、社会や地域の一員として存続し当地で発展していくためには、役職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、コンプライアンスの考え方を事業活動のあらゆる価値観に優先させること、いわゆる「コンプライアンスファースト」の考え方を当金庫の組織全体に浸透させ地域から信頼される金融機関であり続けなければならないと考えています。コンプライアンスの態勢や機能を強化するために「コンプライアンス宣言」「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、年度ごとに前年度の問題点等を抽出し、解決に向けた取り組みを「コンプライアンス・プログラム」にて策定しています。今後ともコンプライアンス態勢の一層の充実に取り組んでまいります。

反社会的勢力との関係遮断・排除

当金庫では、金融機関としての公共的使命と社会的責任を果たし、お客さまの信頼を得るため、反社会的勢力との関係遮断・排除に取り組んでいます。具体的には「反社会的勢力対応方針」に基づき、預金規定や融資関係約定書等に暴力団排除条項を制定し、外部専門機関と連携して反社会的勢力との関係遮断・排除に向けた態勢の強化に努めています。

利益相反管理

当金庫では、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり「利益相反管理方針」及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理しています。

個人情報の保護

当金庫では「個人情報」の保護を企業活動の最優

先事項のひとつと考え、個人情報の適切な取り扱い及び安全管理に取り組むことが重要な社会的責任であると認識しています。この責任を果たすために「個人情報保護方針」を定めており、お客さま情報の取り扱いに関する教育・指導を強化し、今後とも一層、個人情報保護の確立に努めてまいります。

金融商品勧誘方針

投資信託、保険、外貨預金等金融機関が取り扱う商品には、利殖の度合い・目的に応じさまざまなリスクが内在しています。当金庫では「金融商品の販売等に関する法律」に則り、「金融商品勧誘方針」を策定し、お客さまに一層のご安心・ご満足いただけるように、同方針を遵守し、適切な勧誘を行っています。

顧客保護等管理方針

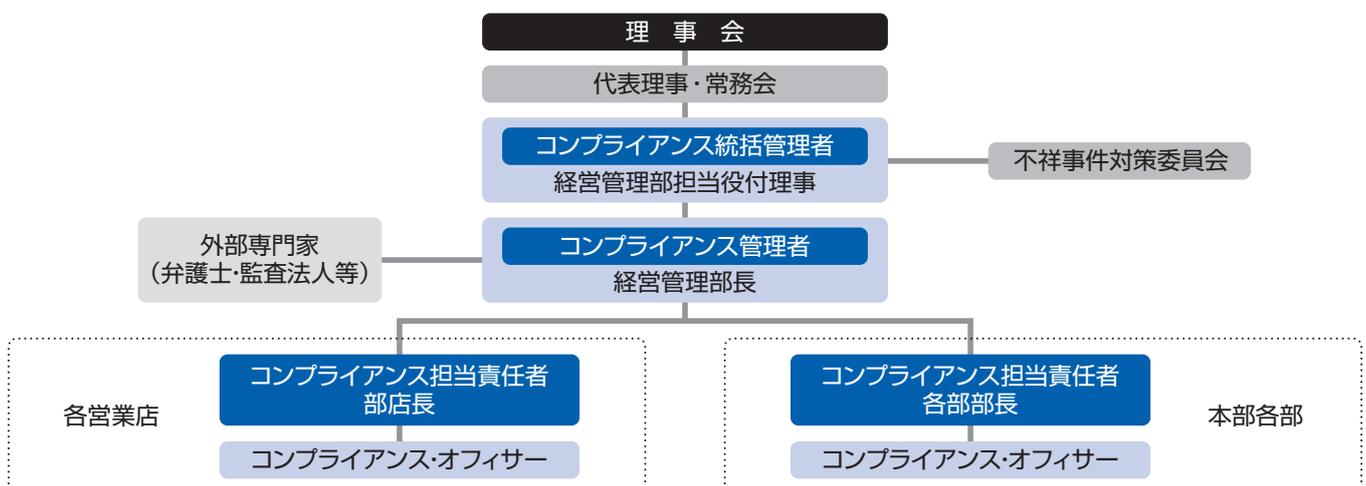
当金庫では「顧客保護等管理方針」を制定し、当該方針に則り、貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、預金等の受入れ、為替取引、金融商品の販売・仲介・募集等、お客さまと当金庫とのお取引に関する業務について、法令やルールを遵守し、お客さまの保護及び利便性の向上を目指した、誠実かつ公正な業務運営を遂行しています。

コンプライアンス宣言

- 一. 私たち金沢信用金庫は、職員が魅力ある職場環境で働くことができるよう、職員の個人としての尊厳を侵害するいかなるハラスメント行為も認めません。
- 一. 私たち金沢信用金庫は、お客さま本位の経営を実践するため、コンプライアンスリスクが伴ういかなる利益も求めません。

※なお、コンプライアンス宣言等は、当金庫のホームページでもご覧いただけます。
<http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>

コンプライアンス態勢組織図



当金庫では、リスク管理態勢の強化を経営の最重要課題として位置付け、組織態勢の構築と「人財」の育成に取り組み、リスク管理の高度化を図っています。

統合的リスク管理

当金庫では、経営の健全性と適正な収益を確保することを目的として、統合的リスク管理を行っています。当金庫の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含め、それぞれのリスクカテゴリーごと(信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等)に分析・評価したリスクを総体的に捉え、経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行っています。

市場リスク管理

市場リスクは、「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」等からなります。金融技術の高度化に伴いこれらのリスクはますます複雑化しており、あらゆる環境に備えた的確なリスク管理態勢が求められています。

当金庫では、総合企画部資金証券グループをフロント、リスク管理部リスク統括グループをミドル、総合企画部経営企画グループをバックオフィスと位置付け、相互牽制機能が十分に発揮できる態勢を構築しています。

信用リスク管理

当金庫では、業務の健全性及び適切性の観点から「常務会」等にて信用リスクをさまざまな角度から分析・評価しています。日常審査業務については、リスク管理部が運用・統括しており、内部格付・業種に応じた的確な審査や与信集中防止のためのクレジットリミットを設定しています。さらに融資案件を審査する専門機関として「審査会」を設置し、関係各部の相互牽制機能を強化しています。

オペレーショナル・リスク管理

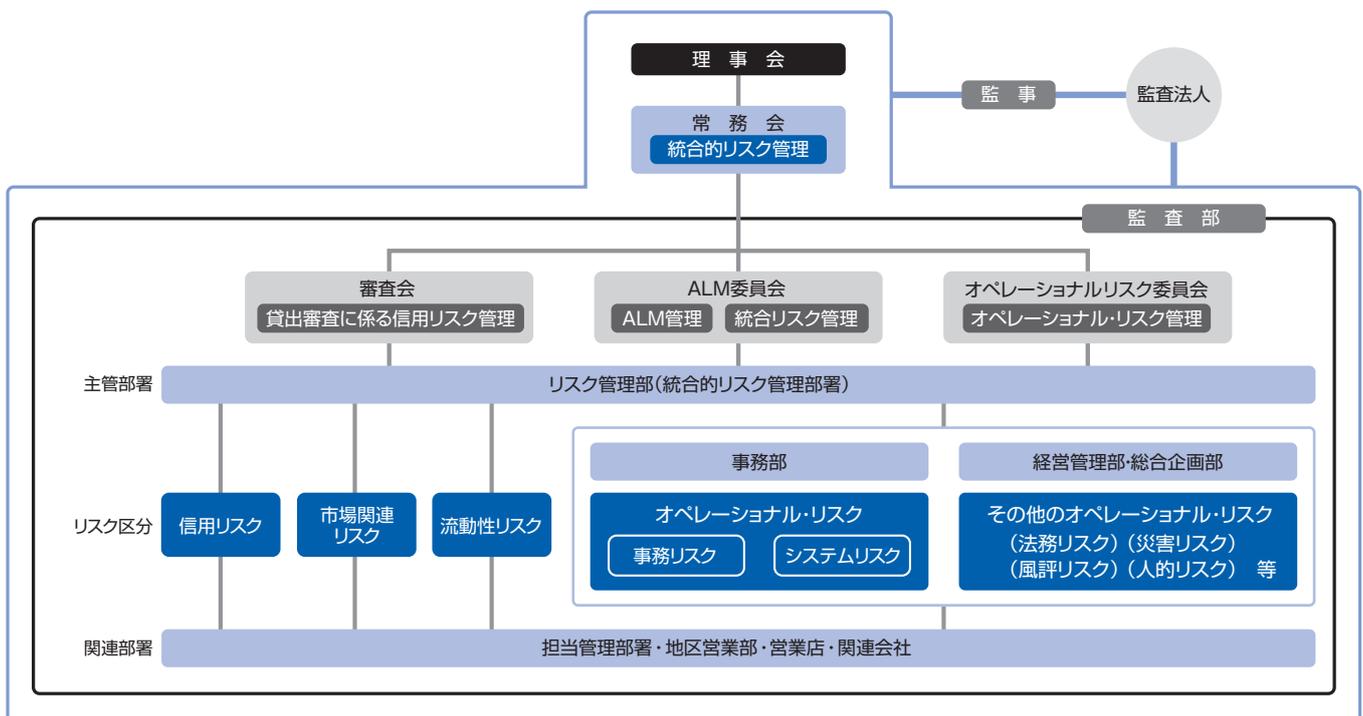
オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、災害リスク、風評リスク、人的リスク等幅広いリスクを評価・モニタリング・コントロールし、各リスクの削減に努めています。

■ 業務継続体制

当金庫では、災害等、不測の事態の発生時においても必要な金融業務の継続を維持するため「業務継続計画」を策定しています。大規模災害などさまざまな事態の発生の際にも迅速、的確に対応できるよう、災害等の発生を想定した中長期的な訓練計画を策定し、対策の見直し・修正を行い実効性ある態勢整備に努めています。

リスク管理態勢組織図



総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員お一人おひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、お一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算の報告・承認、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員のご意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望投書箱の店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

第112期通常総代会の決議事項

第112期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり決議されました。

報告事項

- (1) 第112期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- (2) 出資証券不発行の実施の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 優先出資の一部買入消却の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 会員の除名に関する件
- 第5号議案 理事1名選任の件

総代とその選任方法について

(1) 総代の任期と定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は100人以上165人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。なお、2019年6月30日現在の総代数は109人で、会員数は、36,766人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

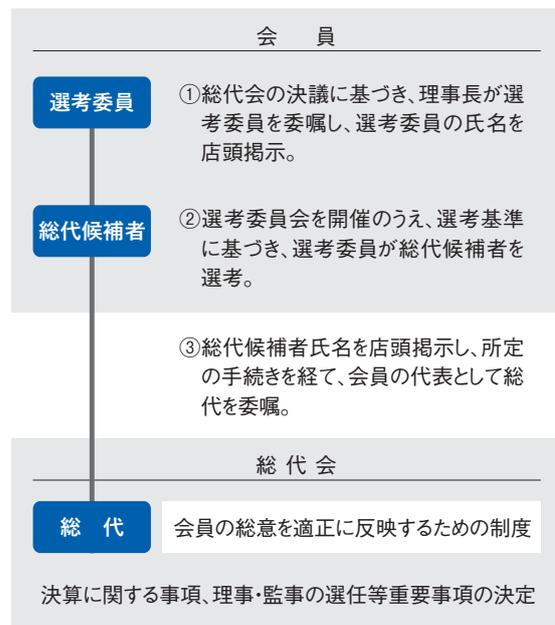
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員会が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

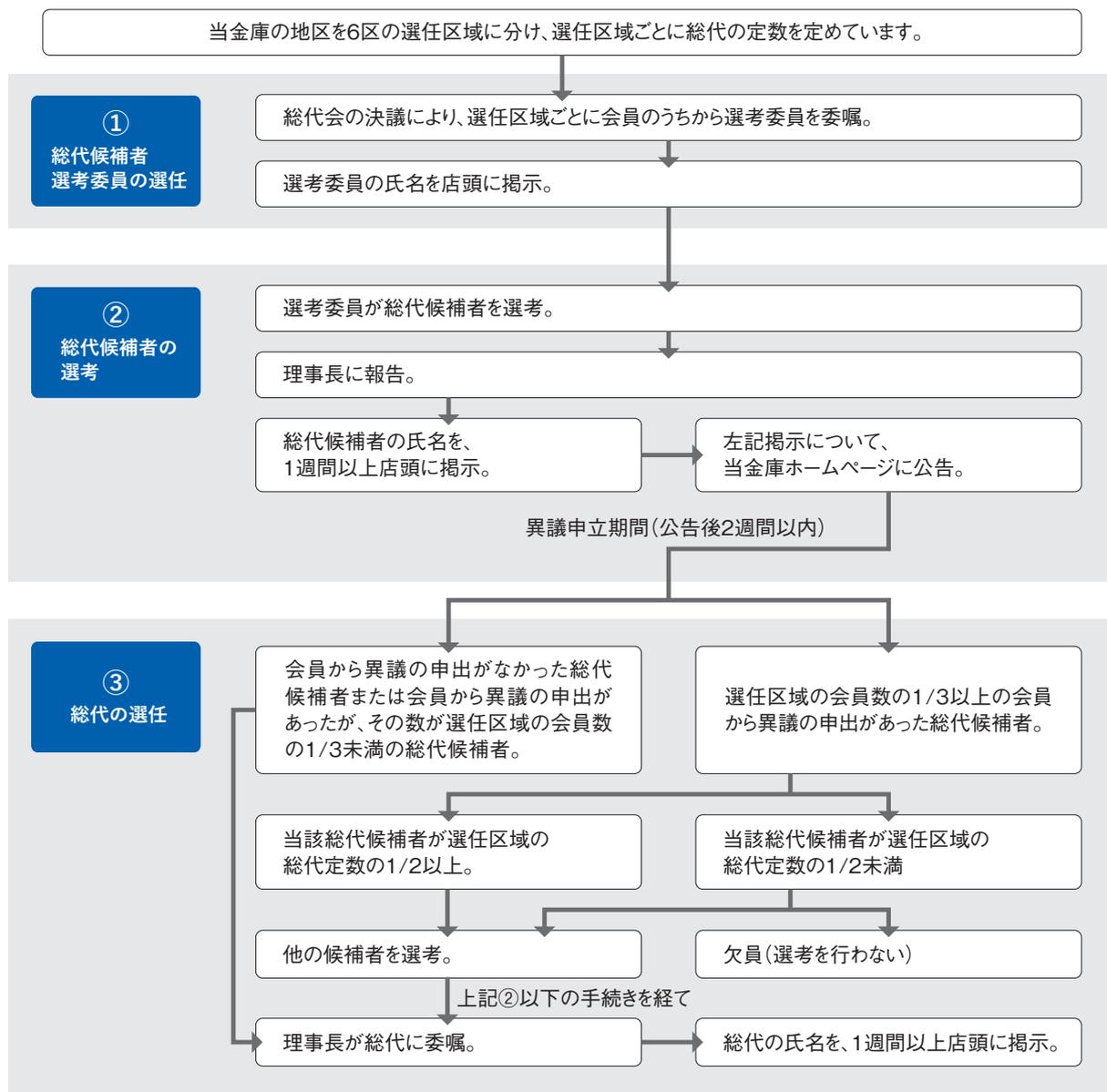
(注) 総代候補者選考基準

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で75歳を超えていない人
- ・総代として相応しい見識を有している人
- ・良識を持って正しい判断ができる人
- ・人格にすぐれ、当金庫の理念・使命を十分理解している人
- ・当金庫に協力的であり、取引の良好な人
- ・その他総代候補者選考委員会が適格と認めた人

総代会は、会員お一人おひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代が選任されるまでの手続きについて



総代の氏名(敬称略) ○内の数字は就任回数

1区 34名	紺谷 修⑨	林 靖男⑤	北中 勇⑤	松本 要④	高林 健一④	鳥 三郎⑦	小林 幹雄⑦	谷口 長久③
浅田 恒二⑧	澤田 勉⑧	前垣内照一④	黒崎 昌俊④	美本 孝⑤	瀧 正二①	長谷 久人⑨	清水 良典①	辻 等③
泉屋 利郎⑤	澤田 雅樹⑤	宮元 敏夫①	小池田 均②	米澤 鑑一④	永岡 孝①	林 範隆②	園田 高達④	中谷 宏平⑦
岡 能久⑤	柴田 明彦④	安原 武彦⑫	鴻野 洋行③	米澤 卓也③	中田 修子①	船本長一朗②	田上 好道⑦	西山 幸男⑦
小川 治夫④	神 亮一⑫	山本 洋志⑧	小村 鉄和①	米澤 寛⑦	橋本 猛彦⑤	若林 武⑧	西村 一正④	宮 宏之⑦
川元 傳⑤	瀬尾 君彦①	吉田 勝輝⑦	坂本 繁夫⑤		嶋 善昭①		茗荷谷 淳⑧	宮永 賢一①
北川雅一朗②	高山 盛司①	渡辺 隆三⑤	清水 陸夫②	3区 17名	日根野幸子⑤	5区 14名	守岡 伸浩①	山本 貞夫⑦
北川美樹雄②	竹内 克人②		鈴木 信孝①	稲置 慎也①	松下 秀昭⑤	秋山 典子④		米山 吉昭⑦
北川 義信⑦	竹松 俊一④	2区 24名	高山 修司⑦	上田 紘詩①	山下 哲男②	伊藤五次郎①	6区 13名	
北村 彰英①	谷口 敏⑥	飯倉 宣彦⑤	辻 亮一④	北島 勇④	横山 邦彦④	大井幸兵衛⑦	石川 光良⑦	
操川 一郎②	徳本 修一⑥	池田 成克③	鍋谷 有介③	木下 吉郎①		金田 喜至③	荻野 広明①	
黒瀬 和美⑤	中村 健一⑨	音 昌彦①	成瀬 謙次⑤	小市 勝之②	4区 7名	亀田 亮彌⑧	岸 省三⑦	
黒田 亘①	西原 成奎②	加藤 真一①	布橋 隆一⑤	小坂 博⑧	紺谷 和徳①	北村 嘉章④	黒木 輝久⑧	
小池田康秀①	野村 幸宏⑥	金森 幸二②	藤澤 秀紀⑥	高田 勝②	七田 満男①	木本 重治②	谷 波留夫⑦	

(総計109名)

(2019年6月末日現在)

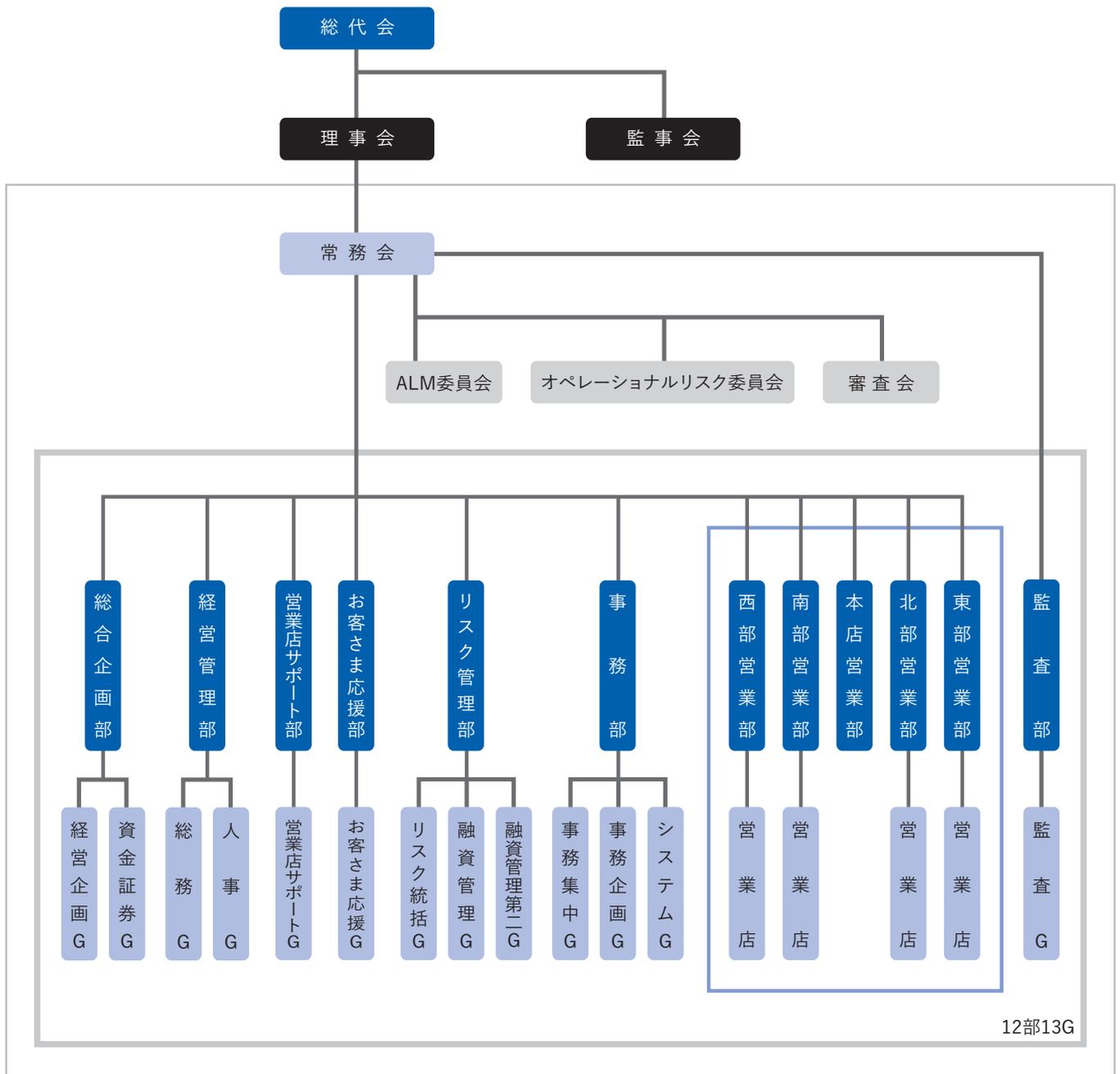
[総代の属性別構成比] 職業別: 法人代表者76.1%、法人役員13.8%、個人事業主5.5%、個人4.6%

年代別: 70歳代以上46.8%、60歳代32.1%、50歳代21.1%

業種別: 製造業32.7%、各種サービス業23.1%、建設業21.1%、卸・小売業12.5%、不動産業6.7%、運輸業2.9%、金融・保険業1.0%

(注)業種別の構成比は法人代表者及び法人役員、並びに個人事業主に限る。

組織図



※Gは「グループ」の略

役員

理事長	忠田 秀敏	理事	道畑 泰生	常勤監事	由田 宏之
専務理事	曾我部 望 (※1)	理事	佐藤 匡	非常勤監事	今村 修
常務理事	橋本 勝彦	理事	西井 隆志	非常勤監事	米林 憲英 (※2)
常務理事	広岡 克憲	非常勤理事	鶴山 庄市 (※1)		

(2019年6月末日現在)

※1.専務理事 曾我部 望、非常勤理事 鶴山 庄市は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事であります。
 ※2.非常勤監事 米林 憲英は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

主要な事業内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引

3. 商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務

4. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資

5. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等

6. 外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務

7. 社債受託業務

担保付社債信託法による社債の受託、公社債の募集受託に関する業務

8. 附帯業務

(1) 代理業務

- ①日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③信金中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- ④独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ⑤株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務等

(2) 保護預り及び貸金庫業務

(3) 有価証券の貸付

(4) 債務の保証

(5) 両替

(6) 公共債の引受

(7) 国債等公共債及び投資信託の窓口販売

(8) 保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

(9) 確定拠出年金運営管理業務

(10) 電子債権記録業に係る業務

当金庫の沿革

1908年 明治41年 9月	無限責任金沢材木町信用組合として発足
1918年 大正 7年 1月	無限責任金沢戊申信用組合に改称
1920年 大正 9年 4月	有限責任金沢信用組合に改組・改称
1930年 昭和 5年 4月	本店を金沢市尾張町61番地に移転
1944年 昭和19年 9月	石川県信用購買組合協同会の事業譲受、金石信用組合と合併 金沢市信用組合の事業譲受、本店を現地に移転
1950年 昭和25年 4月	中小企業等協同組合法に基づき信用協同組合に改組
1951年 昭和26年10月	金沢信用組合を金沢信用金庫に改組
1954年 昭和29年 5月	北国信用金庫を吸収合併
1957年 昭和32年 9月	「金沢信用金庫50年小史」発行
1961年 昭和36年11月	本店新築(地下1階、地上4階建)、営業開始
1962年 昭和37年12月	預金量100億円達成
1967年 昭和42年 9月	日本銀行歳入代理店事務の取扱開始
1975年 昭和50年 7月	第1次オンラインスタート
1977年 昭和52年11月	第一信用組合を吸収合併
1978年 昭和53年11月	石川県商工信用組合を吸収合併
1983年 昭和58年 4月	国債等の窓口販売業務の取扱開始
1984年 昭和59年11月	本店新築(地下2階、地上8階建・現本店)
1988年 昭和63年10月	外国為替公認銀行となる
1998年 平成10年 2月	電算センター新築
1999年 平成11年12月	投資信託の窓口販売業務開始
2000年 平成12年10月	加南信用金庫と合併
2001年 平成13年 3月	福邦銀行金沢支店高松特別出張所の営業一部譲受
2002年 平成14年 4月	だいしん信用組合の事業一部譲受
2003年 平成15年 3月	石川銀行の営業一部譲受
2004年 平成16年 3月	福光信用金庫と合併
2006年 平成18年 9月	新勘定系システムの稼働
2008年 平成20年 8月	財団法人きんしん環境財団を設立
9月	創立100周年
12月	「金沢信用金庫百年史」発行
2010年 平成22年12月	金沢星稜大学と包括的業務提携の覚書締結
2011年 平成23年 1月	学校法人金城学園と包括的業務提携の覚書締結
2012年 平成24年10月	富山地区の事業一部譲渡
2018年 平成30年 9月	創立110周年

店舗一覧(32店舗)

金沢市(22店舗)

本店営業部 金沢市南町1番1号	☎076-231-4261
本店営業部片町出張所 金沢市片町1丁目5番22号	☎076-263-1481
本店営業部御影橋出張所 金沢市長土堀2丁目1番30号	☎076-262-1421
金石支店 金沢市金石下本町2番12号	☎076-267-1166
野町支店 金沢市増泉1丁目18番1号	☎076-241-7311
浅野川支店 金沢市東山1丁目3番16号	☎076-252-5271
小立野支店 金沢市小立野3丁目27番13号	☎076-262-3321
城南支店 金沢市幸町3番35号	☎076-263-6541
寺町支店 金沢市寺町1丁目14番16号	☎076-241-7331
武蔵支店 金沢市武蔵町15番1号	☎076-221-4191
武蔵支店駅前出張所 金沢市堀川町25番28号	☎076-263-1581

大徳支店 金沢市松村町又49番地	☎076-268-6181
伏見橋支店 金沢市横川5丁目266番地	☎076-242-5291
西金沢支店 金沢市西金沢3丁目545番地	☎076-249-3455
額支店 金沢市高尾南3丁目106番地	☎076-298-2511
森本支店 金沢市荒屋1丁目14番地2	☎076-258-5971
米丸支店 金沢市間明町1丁目353番地	☎076-291-5111
駅西支店 金沢市駅西本町1丁目14番33号	☎076-221-7511
鈴見橋支店 金沢市桜町24番44号	☎076-232-1321
有松支店 金沢市有松5丁目1番1号	☎076-241-5566
問屋町支店 金沢市問屋町2丁目14番地	☎076-237-1166
安原支店 金沢市中屋2丁目141番地	☎076-240-0611

河北地区(3店舗)

宇ノ気支店 かほく市宇野気ト115番の29	☎076-283-2156
粟崎支店 河北郡内灘町字向陽台1丁目141番地	☎076-238-3431
津幡支店 河北郡津幡町字加賀爪ハ70番地	☎076-288-5711

野々市市・白山市(2店舗)

野々市支店 野々市市本町6丁目25番10号	☎076-248-4151
松任南支店 白山市徳丸町641番地3	☎076-276-6111

加賀地区(5店舗)

寺井支店 能美市三道山町オ94番地	☎0761-58-6161
小松中央支店 小松市北浅井町乙71番地1	☎0761-23-7711
山中支店 加賀市山中温泉本町2丁目ソ21番地	☎0761-78-5544
山代中央支店 加賀市山代温泉温泉通10番地	☎0761-76-1222
大聖寺支店 加賀市大聖寺法華坊町68番地の2	☎0761-72-1271

(2019年6月末日現在)

当金庫の環境方針

- ①当金庫の事業活動が環境に与える影響を、さまざまな側面から検証し、環境目的・目標を設定し、その達成をめざすとともに定期的な見直しを行い、環境マネジメントシステムの継続的改善に努め、環境との共生をめざします。
- ②事業活動を通して地域環境への負荷を軽減すべく、省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取り組むとともに、グリーン(環境物品)購入により環境汚染の予防に努めます。
- ③環境に関連する法令、条例、規制等及び当金庫が同意するその他の要求事項を遵守し、一層の環境保全に取り組めます。
- ④環境保全に役立つ金融商品の開発・推進販売及び金融サービスの提供を通して、環境保全に取り組むお客さまのお手伝い、地域社会の環境改善に努めます。
- ⑤地域社会の環境保全に寄与するため、環境問題に関する地域貢献活動に取り組めます。
- ⑥環境問題に対する意識の向上を図るため、この環境方針を全従業員に周知するとともに環境教育を行い、継続的に環境保全に取り組めます。
- ⑦この環境方針は、当金庫のホームページやパンフレット等に掲載し内外に公開します。

KINSHIN 2019

資料編 財務データ

CONTENTS

単体財務諸表	15【単体】
貸借対照表・損益計算書の注記	17【単体】
主要な事業の状況	20【単体】
役職員の報酬体系	20【単体・連結】
主要な業務の状況	21【単体】
リスク管理債権等	22【単体・連結】
貸出金等に関する指標	23【単体】
預金に関する指標	24【単体】
有価証券に関する指標	24【単体】
時価情報等に関する指標	25【単体】
自己資本充実の状況(単体・連結)	
自己資本の構成に関する開示事項	26【単体】・39【連結】
自己資本の充実度に関する事項	27【単体】・40【連結】
信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー 及び証券化エクスポージャーを除く)	28【単体】・41【連結】
信用リスク削減手法に関する事項	30【単体・連結】
派生商品取引等の取引相手のリスクに関する事項	30【単体・連結】
証券化エクスポージャーに関する事項	31【単体】
オペレーショナル・リスクに関する事項	32【単体】
出資等エクスポージャーに関する事項	32【単体】・42【連結】
銀行勘定の金利リスクに関する事項	33【単体】・42【連結】
当金庫グループの事業内容と実績	34【連結】
主要な連結経営指標	34【連結】
連結財務諸表	35【連結】
連結財務諸表の作成方針及び注記	36【連結】

● 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

単体財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	2018年3月期	2019年3月期
現金	6,991	7,803
預け金	120,752	109,437
コールローン	32	—
有価証券	163,997	168,876
国債	23,798	23,799
地方債	34,280	43,358
社債	83,698	76,033
株式	770	763
その他の証券	21,448	24,922
貸出金	228,683	228,335
割引手形	2,871	3,030
手形貸付	17,361	16,445
証書貸付	187,701	185,544
当座貸越	20,749	23,315
外国為替	60	2
外国他店預け	60	2
その他資産	3,663	3,744
未決済為替貸	144	205
信金中金出資金	2,529	2,529
前払費用	2	1
未収収益	501	502
その他の資産	486	505
有形固定資産	13,027	12,876
建物	2,279	2,242
土地	10,081	10,081
リース資産	—	6
建設仮勘定	67	22
その他の有形固定資産	599	523
無形固定資産	580	509
ソフトウェア	561	489
その他の無形固定資産	19	19
債務保証見返	2,289	1,817
貸倒引当金	△10,747	△10,798
(うち個別貸倒引当金)	(△10,511)	(△10,187)
資産の部 合計	529,330	522,604

(単位:百万円)

負債の部	2018年3月期	2019年3月期
預金積金	498,439	491,820
当座預金	18,529	18,180
普通預金	185,592	199,210
貯蓄預金	1,699	1,749
通知預金	1,951	1,944
定期預金	271,977	252,502
定期積金	16,676	15,990
その他の預金	2,014	2,241
その他負債	469	515
未決済為替借	138	182
未払費用	167	150
給付補填備金	8	7
未払法人税等	7	7
前受収益	89	81
払戻未済金	8	8
リース債務	—	6
資産除去債務	22	18
その他の負債	28	52
賞与引当金	81	83
退職給付引当金	280	204
睡眠預金払戻損失引当金	16	37
偶発損失引当金	99	124
繰延税金負債	1	337
再評価に係る繰延税金負債	1,975	1,975
債務保証	2,289	1,817
負債の部 合計	503,655	496,916
純資産の部		
出資金	8,924	8,907
普通出資金	2,174	2,157
優先出資金	6,750	5,750
その他の出資金	—	1,000
資本剰余金	4,483	4,483
資本準備金	4,483	4,483
利益剰余金	7,822	6,572
利益準備金	800	990
その他利益剰余金	7,022	5,582
特別積立金	3,000	2,001
当期未処分剰余金	4,022	3,580
処分未済持分	△67	△72
会員勘定合計	21,162	19,889
その他有価証券評価差額金	△405	880
土地再評価差額金	4,917	4,917
評価・換算差額等合計	4,512	5,797
純資産の部 合計	25,675	25,687
負債及び純資産の部 合計	529,330	522,604

損益計算書

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
経常収益	8,248	7,402
資金運用収益	5,783	5,835
貸出金利息	3,779	3,761
預け金利息	281	265
コールローン利息	0	0
有価証券利息配当金	1,632	1,725
その他の受入利息	88	83
役員取引等収益	1,215	1,089
受入為替手数料	466	453
その他の役員収益	748	635
その他業務収益	15	38
外国為替売買益	0	0
国債等債券売却益	5	—
その他の業務収益	9	37
その他経常収益	1,234	439
貸倒引当金戻入益	674	—
償却債権取立益	290	353
株式等売却益	0	18
その他の経常収益	268	67
経常費用	6,308	6,432
資金調達費用	98	75
預金利息	93	71
給付補填備金繰入額	4	3
役員取引等費用	625	625
支払為替手数料	100	98
その他の役員費用	524	526
その他業務費用	179	192
国債等債券売却損	14	—
国債等債券償還損	101	121
その他の業務費用	63	71
経費	5,208	5,164
人件費	2,763	2,716
物件費	2,268	2,310
税金	176	137
その他経常費用	197	374
貸倒引当金繰入額	—	212
貸出金償却	166	81
株式等売却損	0	0
その他の経常費用	30	80

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
経常利益	1,939	970
特別利益	—	64
その他の特別利益	—	64
特別損失	43	83
固定資産処分損	14	83
減損損失	28	0
税引前当期純利益	1,895	951
法人税、住民税及び事業税	8	10
法人税等調整額	△4	△0
法人税等合計	3	10
当期純利益	1,891	941
繰越金(当期首残高)	2,118	2,639
土地再評価差額金取崩額	12	—
当期末処分剰余金	4,022	3,580

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
当期末処分剰余金	4,022	3,580
積立金取崩額	—	1
剰余金処分額	1,383	764
利益準備金	190	95
普通出資に対する配当金	21	21
(配当率)	(年 1.0%)	(年 1.0%)
優先出資に対する配当金	162	138
(配当率)	(年 1.2%)	(年 1.2%)
特別積立金	1,010	510
(うち優先出資消却積立金)	(1,000)	(500)
(うち優先出資配当積立金)	(10)	(10)
繰越金(当期末残高)	2,639	2,818

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

2018年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

2019年6月18日

金沢信用金庫

理事長 忠田 秀敏

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	3年～60年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 外貨建資産・負債は、期末日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権については、資産の自己査定基準に基づき、営業店及びその統括部署が第一次査定及び第二次査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。これらの査定結果に基づき、上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,705百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異は、発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(9年)による定率法にて発生年度の翌事業年度より費用処理しております。また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(2018年3月31日現在)

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2018年3月分)

0.4125%
 - 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金79百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の

- 負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによる方法です。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、抜税方式による方法です。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額360百万円
- 子会社等の株式または出資金の総額 226百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 345百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 504百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 8,471百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 62百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は464百万円、延滞債権額は29,033百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は13百万円であります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,560百万円であります。なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,030百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産(主な目的は日本銀行当座貸越契約・国庫金収納代理契約)

有価証券	3,299百万円
------	----------

担保資産に対応する債務はありません。上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金25,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金36百万円が含まれております。
- 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(路線価倍率、奥行価格補正、角地加算、二方路加算、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	6,838百万円
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は7百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額336円99銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)をしております。また、一部の金融商品でデリバティブ取引も行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する

貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

外貨預金については、為替リスクに晒されており、デリバティブ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には資金関連スワップ及び先物為替取引があります。当金庫では、資金関連スワップをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほかリスク管理部や審査会により行われ、また、定期的に経営陣が参画する常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部や総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理基本規程及び各種リスク管理規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会・常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会等で協議検討をするとともに、定期的に理事会・常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、資金関連スワップ及び先物為替取引を利用し、為替リスクの軽減を図っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、事業年度資金運用方針に基づき、常務会の承認の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の中には、事業推進目的で保有しているものもあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会・常務会等において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ会計の適用基準書に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。また、その他のリスク変数として為替リスクや価格変動リスクの影響を受ける金融商品は、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託であります。

当金庫では、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」等の貸借対照表科目の市場リスク量をVaRにより月次で算出し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。ただし、VaRによる算出が馴染まないものについてはそれ以外の方法でリスク量を算出しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(有価証券は保有期間3ヵ月、観測期間1年、信頼区間99%、預貸金等は保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99%)により算出しており、2019年3月31日(当事業年度の決算日)現在の当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,191百万円となります。

当金庫ではVaRによる市場リスク算出の有効性を確認するため、VaRと損益を比較するバックテストを行っております。当金庫では有価証券とそれ以外である預貸金等のVaRを算出しているため、2種類のバックテストを行っております。バックテストに使用するVaR(保有期間1日)と対比する損益は、時価評価における1日の変化額を使用しております。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。ただし、その場合でもストレステストによる検証を行うことにより、VaRの限界を補完するよう管理しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

33. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金	7,803	7,803	—
(2)預け金	109,437	109,643	206
(3)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	105,639	108,347	2,708
其他有価証券	62,705	62,705	—
(4)貸出金	228,335		
貸倒引当金(*1)	△10,762		
	217,573	218,202	629
金融資産計	503,158	506,701	3,543
(1)預金積金	491,820	491,858	38
金融負債計	491,820	491,858	38

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私債は、貸出金と同様の算定方法によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については34.及び35.並びに36.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、任意の時期に無条件で取消可能なものなどの契約により、返済期限を設けていないものについては、残存期間が短期間なものとして時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	149
関連法人等株式(*1)	77
非上場株式(*1)	305
合 計	531

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及びその他有価証券のうち満期があるもの並びに満期保有目的

の債券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	71,587	35,150	2,700	-
有価証券	18,336	82,670	38,213	28,290
満期保有目的の債券	12,190	67,023	20,410	6,015
その他有価証券のうち満期があるもの	6,145	15,647	17,803	22,274
貸出金(*2)	52,353	60,629	40,034	45,358
合計	142,276	178,450	80,947	73,649

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の満期予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	450,913	40,906	-	-

(注) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下36.まで同様であります。

(単位:百万円)

満期保有目的の債券		種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの		国債	23,799	24,428	629
		地方債	18,251	18,754	503
		社債	58,200	59,733	1,532
		その他	800	873	73
		小 計	101,050	103,790	2,739
時価が貸借対照表計上額を超えないもの		国債	-	-	-
		地方債	2,634	2,610	△23
		社債	1,953	1,946	△7
		その他	-	-	-
		小 計	4,588	4,556	△31
合計		105,639	108,347	2,708	

その他有価証券 (単位:百万円)

その他有価証券		種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの		株式	231	136	95
		債券	36,723	35,876	846
		国債	-	-	-
		地方債	22,473	21,724	748
		社債	14,250	14,152	97
		その他	13,794	13,265	528
小 計	50,749	49,278	1,470		
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの		株式	-	-	-
		債券	1,627	1,631	△3
		国債	-	-	-
		地方債	-	-	-
		社債	1,627	1,631	△3
		その他	10,327	10,578	△250
小 計	11,955	12,209	△254		
合計		62,705	61,488	1,216	

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	18	18	-
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合計	18	18	-

36. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上低下し、時価の回復可能性がない場合としております。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,178百万円です。このうち原契約期間1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが48,178百万円あります。ただし、融資未実行残高には、総合口座取引における当座貸越契約は含んでおりません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を

与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	3,412
貸倒引当金	5,919
その他	348
繰延税金資産小計	9,679
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,412
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,267
評価性引当額小計	△9,679
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
資産除去債務	1
その他有価証券差額金	336
繰延税金負債合計	337
繰延税金負債の純額	337

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	1,277	370	-	265	-	1,497	3,412
評価性引当額	1,277	370	-	265	-	1,497	3,412
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

39. 表示方法の変更

企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(以下「税効果会計基準一部改正」という。))を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。))及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

40. 2018年7月31日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年5月12日公布法律第44号)第15条第1号の規定に基づき、当事業年度において2,000百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金1,000百万円をその他の出資金に振り替えております。

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 14百万円
子会社との取引による費用総額 219百万円
- 出資1口当たり当期純利益金額 19円01銭
- その他の特別利益には、大聖寺支店新築に係る補助金受け入れによる利益64百万円を含んでおります。
- 以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	減損金額
遊休資産	2カ所 その他の有形固定資産	0百万円

当金庫は、営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
経常収益	9,058	9,822	8,895	8,248	7,402
経常利益	688	3,239	2,146	1,939	970
当期純利益	665	3,191	2,133	1,891	941
預金積金残高	477,801	489,503	494,332	498,439	491,820
貸出金残高	220,740	223,515	224,785	228,683	228,335
有価証券残高	140,032	139,849	151,704	163,997	168,876
純資産額	19,898	22,596	24,333	25,675	25,687
総資産額	504,492	518,466	524,383	529,330	522,604
出資総額	8,969	8,952	8,939	8,924	8,907
普通出資	2,219	2,202	2,189	2,174	2,157
優先出資	6,750	6,750	6,750	6,750	5,750
その他の出資金	—	—	—	—	1,000
出資総口数(千口)	57,893	57,549	57,280	56,996	54,642
普通出資(千口)	44,393	44,049	43,780	43,496	43,142
優先出資(千口)	13,500	13,500	13,500	13,500	11,500
普通出資に対する配当金	21	21	21	21	21
(普通出資1口当たりの配当金:円)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
優先出資に対する配当金	216	162	162	162	138
(優先出資1口当たりの配当金:円)	16	12	12	12	12
単体自己資本比率(%)	9.27	9.98	10.21	10.21	9.52
職員数(人)	406	409	416	419	408

利益率

(単位:%)

	2018年3月期	2019年3月期
総資産経常利益率	0.36	0.18
総資産当期純利益率	0.35	0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産平均残高(債務保証見返除く)×100

利鞘

(単位:%)

	2018年3月期	2019年3月期
資金運用利回	1.12	1.13
資金調達原価率	1.05	1.04
総資金利鞘	0.07	0.09

役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」のみで構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

(2) 2018年度における対象役員に対する報酬の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬	66

(注) 1.対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2.使用人兼務役員の使用人としての報酬も含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2018年度においては、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めています。

2.「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3.2018年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

業務粗利益

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
資金運用収支	5,685	5,760
資金運用収益	5,783	5,835
資金調達費用	98	75
役務取引等収支	590	463
役務取引等収益	1,215	1,089
役務取引等費用	625	625
その他業務収支	△163	△153
その他業務収益	15	38
その他業務費用	179	192
業務粗利益	6,111	6,070
業務粗利益率	1.18%	1.17%

業務純益

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
業務純益	952	564

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位:百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	516,126	5,783	1.12%	515,866	5,835	1.13%
うち貸出金	224,547	3,779	1.68%	228,968	3,761	1.64%
うち預け金	126,257	281	0.22%	116,573	265	0.22%
うちコールローン	70	0	1.42%	5	0	1.75%
うち買入金銭債権	344	1	0.51%	—	—	—
うち有価証券	162,338	1,632	1.00%	167,759	1,725	1.02%
資金調達勘定	497,271	98	0.01%	499,377	75	0.01%
うち預金積金	497,269	98	0.01%	499,376	75	0.01%

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年3月期289百万円、2019年3月期284百万円)を控除して表示しています。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	78	△123	△45	△2	55	52
うち貸出金	37	△148	△110	72	△90	△18
うち預け金	△18	△74	△92	△21	5	△16
うちコールローン	△0	0	0	△0	0	△0
うち買入金銭債権	△1	0	△1	—	—	—
うち有価証券	133	29	163	54	37	93
支払利息	1	△34	△32	0	△23	△22
うち預金積金	1	△33	△32	0	△23	△22

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しています。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	2018年3月期	2019年3月期
破綻先債権	598	464
延滞債権	30,377	29,033
3か月以上延滞債権	53	13
貸出条件緩和債権	300	49
合 計 (a)	31,329	29,560
貸出金 (b)	228,683	228,335
貸出金に対する比率 (a)/(b)	13.69%	12.94%

(注)1.破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2.延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.これらの開示額は担保処分による回収見込額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

リスク管理債権の保全状況

(単位:百万円)

区 分	2018年3月期				2019年3月期			
	残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率	残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	598	511	86	100.00%	464	395	68	100.00%
延滞債権	30,377	14,918	10,404	83.36%	29,033	13,999	10,089	82.97%
3か月以上延滞債権	53	53	—	100.00%	13	13	—	100.00%
貸出条件緩和債権	300	158	4	54.48%	49	23	7	63.13%
合 計	31,329	15,642	10,496	83.43%	29,560	14,432	10,166	83.21%

(注)1.貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記入しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

2.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区 分	2018年3月期			2019年3月期			
	開示残高	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証(c) 貸倒引当金(d)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	31,619	29,740	24,778	14,583	10,195	83.31%	67.26%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,066	4,537	4,537	3,578	959	100.00%	100.00%
危険債権	26,199	25,140	20,196	10,968	9,228	80.33%	65.11%
要管理債権	353	62	44	36	7	71.16%	30.12%
正常債権	199,688	200,660					
合 計	231,308	230,401					

(注)1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.要管理債権とは、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金をいいます。

4.正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

5.金融再生法上の不良債権における貸倒引当金には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
割引手形	2,444	2,465
手形貸付	19,731	17,765
証書貸付	185,718	188,343
当座貸越	16,652	20,394
合計	224,547	228,968

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金残高

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
貸出金残高	228,683	228,335
うち変動金利	141,917	144,910
うち固定金利	86,765	83,425

預貸率

(単位:%)

	2018年3月期	2019年3月期
期末預貸率	45.87	46.42
期中平均預貸率	45.15	45.85

(注)1. 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
当金庫預金積金	1,966	1,716
有価証券	40	40
動産	—	—
不動産	37,398	39,851
その他	155	155
小計	39,559	41,762
信用保証協会・信用保険	12,913	11,161
保証	153,191	154,551
信用	23,018	20,860
合計	228,683	228,335

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	1,343	1,000
その他	—	—
小計	1,343	1,000
信用保証協会・信用保険	0	1
保証	1,009	815
信用	—	—
合計	2,353	1,817

貸出金用途別残高

(単位:百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	105,919	46.31%	110,953	48.59%
運転資金	122,764	53.68%	117,382	51.40%
合計	228,683	100.00%	228,335	100.00%

貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	727	27,664	12.09%	701	27,650	12.10%
農業、林業	16	115	0.05%	17	110	0.04%
漁業	2	27	0.01%	3	36	0.01%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	26	0.01%	1	19	0.00%
建設業	721	15,663	6.84%	733	15,915	6.97%
電気・ガス・熱供給・水道業	11	176	0.07%	16	311	0.13%
情報通信業	27	724	0.31%	27	797	0.34%
運輸業、郵便業	114	3,818	1.66%	117	4,100	1.79%
卸売業、小売業	664	15,674	6.85%	641	15,402	6.74%
金融業、保険業	16	1,753	0.76%	18	724	0.31%
不動産業	540	33,371	14.59%	576	36,033	15.78%
物品賃貸業	11	1,166	0.51%	11	1,324	0.57%
学術研究、専門・技術サービス業	41	359	0.15%	35	299	0.13%
宿泊業	32	2,634	1.15%	32	3,017	1.32%
飲食業	357	4,127	1.80%	374	3,616	1.58%
生活関連サービス業、娯楽業	78	3,750	1.64%	75	3,647	1.59%
教育、学習支援業	22	1,580	0.69%	24	1,839	0.80%
医療、福祉	99	4,823	2.10%	111	5,000	2.18%
その他のサービス	705	15,743	6.88%	778	16,516	7.23%
地方公共団体	12	21,733	9.50%	12	20,961	9.18%
個人	16,890	73,748	32.24%	16,127	71,010	31.09%
合計	21,086	228,683	100.00%	20,429	228,335	100.00%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

預金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
流動性預金	204,397	217,030
うち当座預金	16,850	17,607
うち普通預金	182,840	194,571
うち貯蓄預金	1,720	1,725
うち通知預金	965	1,069
うち別段預金	1,902	1,945
うち納税準備預金	118	110
定期性預金	292,765	282,313
うち定期預金	275,967	266,126
うち定期積金	16,797	16,187
その他	107	31
小計	497,269	499,376
譲渡性預金	—	—
合計	497,269	499,376

(注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
2. 「その他」には外貨預金、非居住者円預金を含みます。

定期預金残高

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
定期預金	271,977	252,502
うち固定金利定期預金	271,893	252,419
うち変動金利定期預金	83	82
うちその他定期預金	0	0

(注) 1. 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
2. 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

有価証券に関する指標

商品有価証券の平均残高

該当ありません。

預証率

(単位:%)

	2018年3月期	2019年3月期
期末預証率	32.90	34.33
期中平均預証率	32.64	33.59

(注) 1. 預証率=有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
国債	23,797	23,798
地方債	29,653	39,725
社債	87,935	79,491
株式	677	667
外国証券	3,873	8,135
投資信託	15,841	15,382
その他の証券	559	558
合計	162,338	167,759

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

2018年3月期	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	4,299	19,499	—	—	—	—	23,798
地方債	3,148	7,429	5,175	1,967	2,950	13,609	—	34,280
社債	7,025	28,107	23,163	12,669	12,622	110	—	83,698
株式	—	—	—	—	—	—	770	770
外国証券	200	2,496	300	500	—	—	2,359	5,856
投資信託	119	1,412	3,537	762	8,774	—	394	15,000
その他の証券	0	0	—	—	1	—	588	591
2019年3月期	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	4,299	19,499	—	—	—	—	—	23,799
地方債	3,357	9,111	2,751	2,829	4,183	21,124	—	43,358
社債	9,371	26,598	17,491	15,464	7,040	66	—	76,033
株式	—	—	—	—	—	—	763	763
外国証券	997	1,498	800	—	—	—	6,715	10,011
投資信託	308	1,610	3,310	1,716	6,978	—	383	14,306
その他の証券	1	—	—	1	—	—	602	604

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	2018年3月期			2019年3月期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	23,798	24,674	875	23,799	24,428	629
	地方債	16,531	17,003	472	18,251	18,754	503
	社 債	62,565	64,327	1,761	58,200	59,733	1,532
	その他	1,000	1,087	87	800	873	73
	小 計	103,895	107,092	3,197	101,050	103,790	2,739
時価が 貸借対照表 計上額を 超えない もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	5,714	5,553	△161	2,634	2,610	△23
	社 債	5,181	5,152	△28	1,953	1,946	△7
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	10,896	10,706	△190	4,588	4,556	△31
合 計	114,791	117,799	3,007	105,639	108,347	2,708	

- (注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
 2.上記の「その他」は、外国証券です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2018年3月期			2019年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価又は 償却原価を 超えるもの	株 式	239	136	103	231	136	95
	債 券	20,327	20,216	111	36,723	35,876	846
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	7,722	7,674	47	22,473	21,724	748
	社 債	12,605	12,541	63	14,250	14,152	97
	その他	2,987	2,817	170	13,794	13,265	528
	小 計	23,554	23,170	384	50,749	49,278	1,470
貸借対照表 計上額が 取得原価又は 償却原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	7,657	7,682	△25	1,627	1,631	△3
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	4,311	4,329	△18	—	—	—
	社 債	3,346	3,353	△6	1,627	1,631	△3
	その他	17,461	18,225	△764	10,327	10,578	△250
	小 計	25,119	25,908	△789	11,955	12,209	△254
合 計	48,673	49,078	△405	62,705	61,488	1,216	

- (注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
 2.上記の「その他」は、外国証券、投資信託及び優先出資等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	149	149
関連法人等株式	77	77
非上場株式	305	305
合 計	531	531

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本調達手段の概要

自己資本は、当金庫が利益の中から着実に積み立てている以外のものは、地域のお客さまからお預りしている出資金、信金中央金庫引受けによる非累積的永久優先出資から構成されます。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項 目	2018年3月期	経過措置による 不算入額	2019年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,979		19,730
うち、出資金及び資本剰余金の額	13,408		13,390
うち、利益剰余金の額	7,822		6,572
うち、外部流出予定額(△)	183		159
うち、上記以外に該当するものの額	△67		△72
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	336		735
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	336		735
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,861		1,551
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,176		22,017
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	336	84	368
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	336	84	368
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	336		368
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	22,840		21,649
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	211,473		215,578
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,619		6,143
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	84		—
うち、繰延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,358		△750
うち、上記以外に該当するものの額	6,893		6,893
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,036		11,678
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	223,509		227,257
自己資本比率			
単体自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.21%		9.52%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を適用のうえ、信用リスクアセットの算出においては標準的手法を採用しています。

自己資本充実の状況（単体）

【自己資本の充実度に関する事項】

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより、自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスクアセット・所要自己資本の額合計 (A)	211,473	8,458	215,578	8,623
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	206,557	8,262	198,030	7,921
うち、ソブリン向け	4,558	182	3,676	147
うち、金融機関等向け	23,297	931	20,269	810
うち、法人等向け	57,201	2,288	56,234	2,249
うち、中小企業等・個人向け	56,456	2,258	56,890	2,275
うち、抵当権付住宅ローン	7,411	296	6,406	256
うち、不動産取得等事業向け	35,298	1,411	39,535	1,581
うち、3ヵ月以上延滞等	2,507	100	1,834	73
うち、出資等	5,279	211	682	27
うち、上記以外	14,546	581	12,500	500
証券化エクスポージャー	199	7	124	4
うち、証券化	199	7	124	4
うち、STC要件適用分			—	—
うち、再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			11,191	447
うち、ルック・スルー方式			11,191	447
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6,977	279	6,893	275
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,358	△94	△750	△30
CVAリスク相当額を8%で除した得た額	56	2	88	3
中央清算機関関連エクスポージャー	39	1	0	0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (B)	12,036	481	11,678	467
単体総所要自己資本額 (A+B)	223,509	8,940	227,257	9,090

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。

4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関等向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<p>〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉</p> $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

【信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)】

信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しています。そして、信用リスクを的確に分析・評価するために「自己査定システム」及び「内部格付システム」を導入する等、信用リスク管理の精緻化に向けたインフラ整備を行っています。

信用リスク管理の状況については、審査会で協議・検討を行うとともに、その結果を常務会・理事会に報告提案する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

当金庫子会社等のうち一部の貸倒引当金は、当金庫の「自己査定基準」に基づき、当金庫の監査法人の意見を参考に適正な計上に努め、また、一部の貸倒引当金は、法令に基づき計上しています。

信用リスク・アセットの算定は標準的手法を採用し、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は「資金運用細則」で定める4社(R&I、JCR、Moody's、S&P)であり、法人等向け、中小企業等・個人向け及び証券化エクスポージャーについて、適格格付機関の格付を使用しています。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別、業種別及び残存期間別) (単位:百万円)

	2018年3月期					2019年3月期				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				3か月以上延滞	信用リスクエクスポージャー期末残高				3か月以上延滞
	うち総与信及びコミットメント	うち債券	うちデリバティブ取引			うち総与信及びコミットメント	うち債券	うちデリバティブ取引		
国内	512,877	231,231	143,086	174	3,711	502,158	230,364	143,915	96	3,200
国外	1,311	—	1,311	—	—	1,309	—	1,309	0	0
地域別合計	514,188	231,231	144,397	174	3,711	503,467	230,364	145,224	96	3,200
製造業	37,119	27,852	9,065	62	351	35,548	27,824	7,549	35	254
農業、林業	116	116	—	—	18	112	112	—	—	—
漁業	27	27	—	—	—	36	36	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	26	26	—	—	—	19	19	—	—	—
建設業	16,945	15,766	1,101	34	374	17,157	15,991	1,101	20	401
電気・ガス・熱供給・水道業	2,208	176	2,004	—	—	1,741	311	1,402	—	—
情報通信業	1,783	724	913	3	8	1,650	797	709	2	10
運輸業、郵便業	4,966	3,824	1,103	10	30	4,739	4,106	601	3	28
卸売業、小売業	17,848	15,881	1,920	36	625	17,224	15,591	1,604	16	546
金融業、保険業	135,336	2,101	9,024	—	—	120,947	998	7,019	—	—
不動産業	38,155	34,516	3,618	20	1,589	39,479	36,951	2,514	13	1,512
物品賃貸業	1,166	1,166	—	—	—	1,324	1,324	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	366	366	—	—	—	300	300	—	—	—
宿泊業	2,705	2,703	—	—	345	3,088	3,086	—	—	260
飲食業	4,194	4,193	—	0	67	3,684	3,683	—	0	63
生活関連サービス業、娯楽業	3,762	3,762	—	—	2	3,657	3,657	—	—	1
教育、学習支援業	1,581	1,581	—	—	0	1,841	1,841	—	—	0
医療、福祉	4,852	4,852	—	—	—	5,029	5,029	—	—	3
その他のサービス	16,845	16,219	400	5	86	17,547	16,923	400	2	44
国・地方公共団体等	134,498	21,755	112,743	—	—	140,701	20,982	119,718	—	—
個人	73,616	73,616	—	—	210	70,794	70,794	—	—	72
その他	16,063	—	2,501	—	—	16,482	0	2,601	—	—
業種別合計	514,188	231,231	144,397	174	3,711	503,467	230,364	145,224	96	3,200
1年以下	131,658	42,338	9,096	39	—	133,592	43,682	18,031	—	—
1年超3年以下	91,285	25,187	40,742	102	—	102,063	20,916	56,499	70	—
3年超5年以下	71,628	20,760	45,233	32	—	52,337	20,769	20,630	25	—
5年超7年以下	50,346	24,543	15,791	—	—	48,722	28,565	18,255	—	—
7年超10年以下	40,031	25,074	14,955	—	—	30,599	19,004	11,092	—	—
10年超	110,096	91,518	18,578	—	—	116,573	95,858	20,715	—	—
期間の定めのないもの	19,140	1,809	—	—	—	19,577	1,567	—	—	—
残存期間別合計	514,188	231,231	144,397	174	—	503,467	230,364	145,224	96	—

(注)1.「総与信」とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権のことです。

2.「3か月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債権のことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には有形・無形固定資産、現金、その他資産等が含まれます。

4.CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれていません。

5.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

自己資本充実の状況(単体)

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	2018年3月期			2019年3月期		
	エクスポージャーの額			エクスポージャーの額		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	99	126,220	126,320	—	133,622	133,622
10%	—	40,049	40,049	—	38,182	38,182
20%	1,635	114,813	116,448	2,124	101,054	103,179
35%	—	21,176	21,176	—	18,307	18,307
50%	30,464	2,761	33,226	25,972	2,343	28,315
75%	—	73,212	73,212	—	73,550	73,550
100%	2,909	97,254	100,164	2,706	102,144	104,850
150%	—	3,589	3,589	—	3,456	3,456
250%	—	—	—	—	—	—
合計	35,109	479,079	514,188	30,803	472,664	503,467

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれていません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2018年3月期					2019年3月期				
	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
貸倒引当金	12,159	10,747	736	11,422	10,747	10,747	10,798	162	10,585	10,798
うち一般貸倒引当金	781	236	—	781	236	236	610	—	236	610
うち個別貸倒引当金	11,378	10,511	736	10,641	10,511	10,511	10,187	162	10,348	10,187

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	2018年3月期						2019年3月期					
	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
製造業	3,104	2,880	483	2,621	2,880	47	2,880	2,884	36	2,844	2,884	20
農業、林業	5	5	0	5	5	—	5	0	5	—	0	4
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	3,594	3,311	133	3,461	3,311	14	3,311	3,256	15	3,296	3,256	6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	60	—	1	60	—	60	62	—	60	62	—
運輸業、郵便業	265	259	—	265	259	—	259	250	—	259	250	—
卸売業、小売業	1,203	965	102	1,101	965	44	965	970	44	921	970	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,795	1,691	6	1,788	1,691	23	1,691	1,648	12	1,679	1,648	35
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	427	397	—	427	397	—	397	349	8	389	349	—
飲食業	357	344	0	357	344	—	344	199	0	343	199	—
生活関連サービス業、娯楽業	318	311	—	318	311	—	311	310	—	311	310	—
教育、学習支援業	6	4	2	4	4	3	4	5	—	4	5	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	17	—	7	—	—	7	—
その他のサービス	206	205	2	203	205	2	205	185	31	173	185	11
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	90	73	5	84	73	13	73	56	8	65	56	0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	11,378	10,511	736	10,641	10,511	166	10,511	10,187	162	10,348	10,187	81

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

【信用リスク削減手法に関する事項】

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク削減手法は簡便手法を採用しています。当金庫が扱う適格金融資産担保の対象は、主に預金積金であり、保証の対象は、地方公共団体による債務保証や適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する保証会社等によるものであります。

お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

当金庫子会社等では、信用リスク削減手法は該当ございません。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

信用リスク削減手法:	2018年3月期			2019年3月期		
	適格金融資産担保:	保 証	クレジットデリバティブ	適格金融資産担保:	保 証	クレジットデリバティブ
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	6,575	9,409	—	5,793	8,782	—
うちソブリン向け	—	618	—	—	116	—
うち法人等向け	1,827	133	—	1,629	119	—
うち中小企業等・個人向け	4,070	8,392	—	3,639	8,329	—
うち抵当権付住宅ローン	—	20	—	—	13	—
うち不動産取得等事業向け	676	227	—	524	200	—
うち3ヵ月以上延滞等	0	16	—	—	2	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【派生商品取引等の取引相手のリスクに関する事項】

派生商品取引等の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っています。具体的には、為替先物予約取引があります。

リスク管理態勢として、「資金運用規程」で定められた投資限度の管理を行い、毎月、担当代表役員やALM委員会等へ報告を行っています。

また、当金庫ではオリジネータとして、(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という)が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当金庫の複数の事業者向け貸出債権(原債権)を証券化しています。原債権については、当金庫自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施し、原債権の債務不履行発生等(CDS契約におけるクレジット・イベントの発生)の際、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しています。本派生商品取引は、取引相手である公庫が支払不能になることにより損失を被る可能性がある信用リスクが内包されています。

長期決済期間取引は該当ございません。

当金庫子会社等では、派生商品取引、長期決済期間取引は該当ございません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年3月期	2019年3月期	2018年3月期	2019年3月期
派生商品取引合計	174	96	174	96
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	174	96	174	96
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	174	96	174	96

(単位:百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2018年3月期	2019年3月期	2018年3月期	2019年3月期
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	1,741	961	—	—

(注)1.グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

- 2.「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引は含まれていません。
- 3.派生商品取引に係る担保の提供は受けておりませんが、担保の種類別の額は記載していません。
- 4.当金庫は(株)日本政策金融公庫とCDS取引を行い、保有する貸付債権の信用リスクをヘッジ(回避・低減)するため、プロテクションを購入しています。

自己資本充実の状況（単体）

【証券化エクスポージャーに関する事項】

証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

証券化は、証券を購入する側である投資家と、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターに分類されます。

当金庫では、投資家としての証券化エクスポージャーのみ保有しています。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定め、取引にあたっては、当金庫が定める「証券化商品に係る運用管理基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

当金庫子会社等では、証券化エクスポージャーに関する取引は該当ございません。

〈オリジネーターの場合〉

当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	27	48
住宅ローン	27	48

(注)住宅ローンは住宅金融支援機構との提携ローンです。

以下の項目は該当ありません。

原資産の合計額等

3か月以上延滞エクスポージャーの額等(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

〈投資家の場合〉

保有する証券化エクスポージャーの額及び

主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
証券化エクスポージャーの額	997	624
不動産	—	—
ローン債権等	997	624

保有する証券化エクスポージャーの適切な数の

リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	2018年3月期		2019年3月期	
	エクスポージャー残高	所要自己資本額	エクスポージャー残高	所要自己資本額
20%	997	7	624	4
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

(注)所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

以下の項目は該当ありません。

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャー)

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等(再証券化エクスポージャー)

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失を被るリスクを指しますが、具体的には事務リスク、システムリスク、法務リスク、その他のオペレーショナル・リスク(災害リスクなど業務執行に伴い生ずる全てのリスク)が対象となります。

当金庫では、オペレーショナル・リスクは業務運営上、可能な限り回避すべきリスクとして認識し、「リスク管理基本規程」に基づきリスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努め、総合的な管理態勢の整備・確立を目指しています。また、リスク計測に関しては、将来の計量化に備えたモニタリングや研究を行い、当金庫子会社等も含めた態勢整備を行っています。

事務リスクについては、「事務リスク管理規程」に基づき、すべての業務運営の中に事務リスクが存在することを十分認識して、適時に事務リスク発生の危険度を調査・把握し、事務リスクの軽減のため規程等の整備、日頃の事務指導や研修体制の強化、事務処理の合理化、本部集中化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、システムの安全性等の向上、情報資産保護への管理体制整備、適切なシステムリスク管理運営、情報化推進計画(システム投資・開発)対策を図っています。

また、これらリスクの状況については、オペレーショナルリスク委員会で協議・検討するとともに、重要な事項等については常務会・理事会に付議、報告しています。

【出資等エクスポージャーに関する事項】

出資・株式等のエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会や常務会へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用細則」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、毎月、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

また、当金庫子会社等が保有する株式は、そのほとんどが当金庫子会社等の株式であり、当金庫子会社等が出資・株式等を新規に取得あるいは、売却等を行う場合は、当金庫に報告を行っており、当金庫は定期的に当金庫子会社等が保有する出資・株式等の状況を適切に把握しています。

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	827	827	833	833
非上場株式等	3,074	—	3,073	—

(注)1.上場株式等には、上場株式及び上場出資証券に該当するものを含めています。

2.非上場株式等には、投資事業組合、その他出資金、信金中金出資金等を含めています。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
売却益	0	18
売却損	—	—
償却	—	—

(注)1.売却益・売却損は株式及び優先出資証券の売却による損益を表示しています。

2.投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは含まれません。

3.償却には、上場株式及び非上場株式、その他出資金等を含めています。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
評価損益	136	141

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2018年3月期	2019年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		20,786
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

【銀行勘定の金利リスクに関する事項】

銀行勘定の金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要等

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動(例えば、貸出金、有価証券、預金など)や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度等、ALMシステム等により定期的に計測を行い、ALM委員会では協議・検討をするとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

<金利リスクの算定手法の内容>

△EVE(銀行勘定のうち、金利ショックによる経済的価値の減少額)の算定の前提条件は、以下の通りとなります。

- 流動性預金の金利リスクについては、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、流動性預金額(外貨を除く)の50%相当額とし、期間を0~5年に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
- 固定金利貸出の期限前返済は住宅ローンを対象とし、定期預金の早期解約は定期預金と定期積金を対象としていますが、リスク量算定にあたっては、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- △EVEは通貨ごとに算定していますが、その集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。
- △EVEの算定にあたっては信用スプレッド等は考慮していません。

当金庫の△EVEは自己資本の額の20%を超えていますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本を確保しており、国内基準金融機関の最低所有自己資本額以上を維持するものと認識しています。

金利リスク量

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		△EVE	
項番		2018年3月期	2019年3月期
		1	上方パラレルシフト
2	下方パラレルシフト		0
3	スティープ化		7,499
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値		9,387
		ホ	ハ
		2018年3月期	2019年3月期
8	自己資本の額		21,649

(注)1.△EVEについて、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。

2.コア預金については、流動性預金額(外貨を除く)の50%相当額とし、期間を0~5年に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。(金融庁が定める保守的な前提)

3.固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。

4.△EVEの集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。

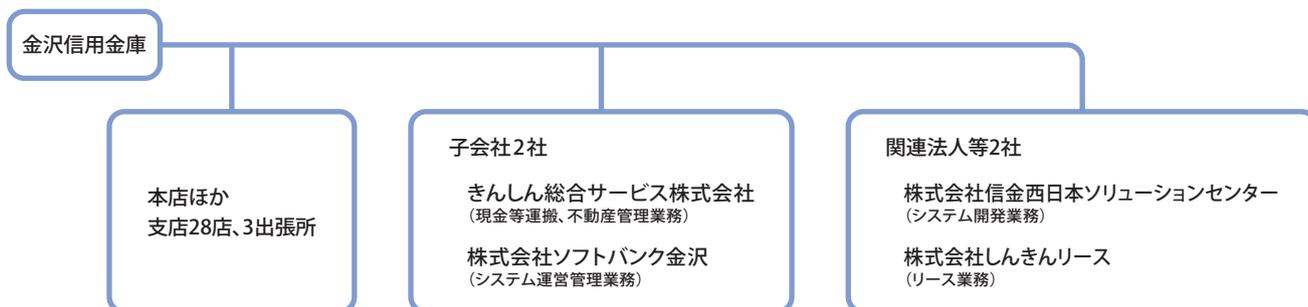
5.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計算方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しています。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利リスク量」(2018年度)は、3,264百万円であります。この算定に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準による計算方法であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。

このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

当金庫グループの主要な事業の内容及び組織の構成

当金庫グループは、当金庫、子会社2社及び関連法人等2社で構成され、信用金庫業務を中心に、現金等運搬業務などの金融サービスを提供しています。



子会社等の状況

会社名	所在地	資本金	主な業務内容	設立年月日	当金庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
きんしん総合サービス株式会社	金沢市南町1-1	3,000万円	現金等運搬・不動産管理	1984年10月31日	100%	—
株式会社ソフトバンク金沢	白山市八束穂1-6	3,000万円	システム運営管理業務	1986年 5月16日	70.0%	—
株式会社信金西日本ソリューションセンター	白山市八束穂1-6	7,000万円	システム開発・運用業務	2006年 7月 3日	28.6%	—
株式会社しんきんリース	金沢市南町3-1	2,500万円	リース業務	1983年 8月13日	19.6%	—

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

主要な連結経営指標

5連結会計年度における主要な連結経営指標の推移

(単位:百万円)

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連結経常収益	9,344	10,112	9,182	8,540	7,701
連結経常利益	713	3,267	2,160	1,964	999
親会社株主に帰属する当期純利益	678	3,207	2,141	1,903	955
連結純資産額	19,967	22,685	24,432	25,789	25,821
連結総資産額	504,436	518,415	524,338	529,299	522,572
連結自己資本比率	9.28%	10.00%	10.22%	10.23%	9.54%

連結貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	2018年3月期	2019年3月期
現金及び預け金	127,756	117,250
買入手形及びコールローン	32	—
買入金銭債権	—	—
有価証券	163,889	168,771
貸出金	228,683	228,335
外国為替	60	2
その他資産	3,688	3,770
有形固定資産	13,037	12,884
建物	2,279	2,242
土地	10,081	10,081
リース資産	10	14
建設仮勘定	67	22
その他の有形固定資産	599	523
無形固定資産	582	510
ソフトウェア	561	489
その他の無形固定資産	20	20
繰延税金資産	26	26
債務保証見返	2,289	1,817
貸倒引当金	△ 10,747	△ 10,798
資産の部 合計	529,299	522,572

負債の部	2018年3月期	2019年3月期
預金積金	498,196	491,558
その他負債	548	591
賞与引当金	98	101
退職給付に係る負債	280	204
役員退職慰労引当金	1	1
睡眠預金払戻損失引当金	16	37
偶発損失引当金	99	124
繰延税金負債	1	337
再評価に係る繰延税金負債	1,975	1,975
債務保証	2,289	1,817
負債の部 合計	503,509	496,751

純資産の部	2018年3月期	2019年3月期
出資金	8,924	8,907
資本剰余金	4,483	4,483
利益剰余金	7,896	6,661
処分未済持分	△76	△81
会員勘定合計	21,227	19,970
その他有価証券評価差額金	△405	880
土地再評価差額金	4,917	4,917
評価・換算差額等合計	4,512	5,797
非支配株主持分	48	53
純資産の部 合計	25,789	25,821
負債及び純資産の部 合計	529,299	522,572

連結損益計算書

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
経常収益	8,540	7,701
資金運用収益	5,781	5,834
貸出金利息	3,779	3,761
預け金利息	281	265
買入手形利息及びコールローン利息	0	0
有価証券利息配当金	1,630	1,723
その他の受入利息	88	83
役務取引等収益	1,201	1,075
その他業務収益	319	349
その他経常収益	1,237	442
貸倒引当金戻入益	674	—
償却債権取立益	290	353
その他の経常収益	271	89
経常費用	6,575	6,701
資金調達費用	98	75
預金利息	93	71
給付補填備金繰入額	4	3
役務取引等費用	625	625
その他業務費用	179	193
経費	5,474	5,432
その他経常費用	197	374
貸倒引当金繰入額	—	212
その他の経常費用	197	161
経常利益	1,964	999
特別利益	—	64
その他特別利益	—	64
特別損失	45	83
固定資産処分損	14	83
減損損失	28	0
その他の特別損失	1	—
税金等調整前当期純利益	1,919	980
法人税、住民税及び事業税	16	19
法人税等調整額	△5	△0
法人税等合計	11	19
当期純利益	1,908	961
非支配株主に帰属する当期純利益	4	5
親会社株主に帰属する当期純利益	1,903	955

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	4,483	4,483
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	4,483	4,483
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	6,163	7,896
利益剰余金増加高	1,915	955
親会社株主に帰属する当期純利益	1,903	955
その他	12	—
利益剰余金減少高	183	2,191
配当金	183	183
自己優先出資消却額	—	2,008
利益剰余金期末残高	7,896	6,661

連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社 2社
 - ・きんしん総合サービス株式会社
 - ・株式会社ソフトバンク金沢
 - ②非連結の子会社 該当ありません
- 持分法の適用に関する事項
 - ①持分法適用の非連結の子会社 該当ありません
 - ②持分法適用の関連法人等 1社
 - ・株式会社信金西日本ソリューションセンター
 - ③持分法非適用の非連結の子会社 該当ありません
 - ④持分法非適用の関連法人等 1社
 - ・株式会社しんきんリース
 持分法非適用の非連結の子会社、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- 連結される子会社の事業年度等に関する事項
 連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日	2社
------	----
- のれんの償却に関する事項
 該当ありません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	3年～60年

 連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破綻、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権については、資産の自己査定基準に基づき、営業店及びその統括部署が第一次査定及び第二次査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。これらの査定結果に基づき、上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,705百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法です。また、数理計算上の差異は、発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（9年）による定率法にて発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。
 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
 また、当金庫及び連結される一部の子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当

金庫及び連結される一部の子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫及び連結される一部の子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（2018年3月31日現在）

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円
- ②制度全体に占める当金庫及び連結される一部の子会社の掛金拠出割合（2018年3月分）

	0.4549%
--	---------
- ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854「百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される一部の子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金87百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫及び連結される一部の子会社の実際の負担割合とは一致しません。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによる方法です。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 当金庫及び連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式による方法です。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は連結会計年度の費用に計上しております。
- 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額360百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額1185百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額8,495,239百万円
- 有形固定資産の圧縮帳簿額62百万円
- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は464百万円、延滞債権額は29,033百万円であり、
 - なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 - また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13百万円であり、
 - なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49百万円であり、
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,560百万円であり、
 - なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,030百万円であり、
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 - 担保に供している資産（主な目的は日本銀行当座貸越契約・国庫金収納代理契約）

有価証券	3,299百万円
------	----------

 担保資産に対応する債務はありません。
 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金25,000百万円を差し入れております。
 - また、その他の資産には、保証金36百万円が含まれております。
- 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 1999年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、（路線価倍率、実行価格補正、角地加算、二方路加算、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の

連結財務諸表の作成方針及び注記

- 合計額との差額6,838百万円
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は7百万円であります。
29. 出資1口当たりの純資産額341円61銭
30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。また、一部の金融商品でデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。外貨預金については、為替リスクに晒されており、デリバティブ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には資金関連スワップ及び先物為替取引があります。当金庫グループでは、資金関連スワップをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほかリスク管理部と審査会により行われ、また、定期的に経営陣が参画する常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部や総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理基本規程及び各種リスク管理規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会等において決定されたALMIに関する方針に基づき、理事会・常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会等で協議検討をするともに、定期的に理事会・常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、資金関連スワップ及び先物為替取引を利用し、為替リスクの軽減を図っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、事業年度資金運用方針に基づき、常務会の承認の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の中には、事業推進目的で保有しているものもあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会・常務会等において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ会計の適用基準書に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。また、その他のリスク変数として為替リスクや価格変動リスクの影響を受ける金融商品は、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託であります。

当金庫グループでは、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」等の貸借対照表科目の市場リスク量をVaRにより月次で算出し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。ただし、VaRによる算出が馴染まないものについてはそれ以外の方法でリスク量を算出しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(有価証券は保有期間3ヵ月、観測期間1年、信頼区間99%。預貸金等は保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99%)により算出しており、2019年3月31日(当連結会計年度の決算日)現在の当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,191百万円となります。

当金庫グループではVaRによる市場リスク算出の有効性を確認するため、VaRと損益を比較するバックテストを行っております。当金庫グループでは有価証券とそれ以外である預貸金等のVaRを算出しているため、2種類のバックテストを行っております。バックテストに使用するVaR(保有期間1日)と対する損益は、時価評価における1日の変化額を使用しております。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。ただし、その場合でもストレステストによる検証を行うことにより、VaRの限界を補完するよう管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

31. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金	7,803	7,803	—
(2)預け金	109,447	109,653	206
(3)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	105,639	108,347	2,708
其他有価証券	62,708	62,708	—
(4)貸出金	228,335		
貸倒引当金(*1)	△10,762		
	217,573	218,202	629
金融資産計	503,171	506,715	3,543
(1)預金積金	491,558	491,596	38
金融負債計	491,558	491,596	38

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、貸出金と同様の算定方法によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.及び33.並びに34.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、任意の時期に無条件で取消可能なものなどの契約により、返済期限を設けていないものについては、残存期間が短期間なものとして時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	118
非上場株式(*1)	305
合 計	424

(*1) 関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及びその他有価証券のうち満期があるもの並びに満期保有目的の債券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	71,597	35,150	2,700	—
有価証券	18,336	82,670	38,213	28,290
満期保有目的の債券	12,190	67,023	20,410	6,015
その他有価証券のうち満期があるもの	6,145	15,647	17,803	22,274
貸出金(*2)	52,353	60,629	40,034	45,358
合計	142,286	178,450	80,947	73,649

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の満期予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	450,664	40,894	—	—

(注) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下34.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	23,799	24,428	629
	地方債	18,251	18,754	503
	社債	58,200	59,733	1,532
	その他	800	873	73
	小 計	101,050	103,790	2,739
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	2,634	2,610	△23
	社債	1,953	1,946	△7
	その他	—	—	—
	小 計	4,588	4,556	△31
合計		105,639	108,347	2,708

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	231	136	95
	債券	36,723	35,876	846
	国債	—	—	—
	地方債	22,473	21,724	748
	社債	14,250	14,152	97
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	その他	13,794	13,265	528
	小 計	50,749	49,278	1,470
	株式	2	2	—
	債券	1,627	1,631	△3
	国債	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	地方債	—	—	—
	社債	1,627	1,631	△3
	その他	10,327	10,578	△250
	小 計	11,958	12,212	△254
	合計	62,708	61,491	1,216

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	18	18	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	18	18	—

34. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上低下し、時価の回復可能性がない場合としております。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,178百万円です。このうち原契約期間1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが48,178百万円あります。ただし、融資未実行残高には、総合口座取引における当座貸越契約は含んでおりません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に

予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,872百万円
年金資産(時価)	1,553
未積立退職給付債務	△318
未認識数理計算上の差異	114
連結貸借対照表計上額の純額	△204
退職給付に係る資産	—
退職給付に係る負債	△204

37. 2018年7月31日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年5月12日公布法律第44号)第15条第1号の規定に基づき、当連結会計年度において2,000百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金1,000百万円をその他の出資金に振り替えております。

連結損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 1941円4411銭
- その他の特別利益には、大聖寺支店新築に係る補助金受け入れによる利益64百万円を含んでおります。
- 以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	減損金額	
遊休資産	2カ所	その他の有形固定資産	0百万円

当金庫は、営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

自己資本充実の状況（連結）

【自己資本の構成に関する開示事項】

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目	2018年3月期	経過措置による 不算入額	2019年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,043		19,810
うち、出資金及び資本剰余金の額	13,408		13,390
うち、利益剰余金の額	7,896		6,661
うち、外部流出予定額（△）	183		159
うち、上記以外に該当するものの額	△76		△81
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—
うち、為替換算調整勘定	—		—
うち、退職給付に係るものの額	—		—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	336		735
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	336		735
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基本項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,861		1,551
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	29		26
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	23,271		22,124
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	336	84	369
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	336	84	369
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	336		369
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	22,934		21,754
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	211,469		215,577
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,619		6,143
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	84		—
うち、繰延税金資産	—		—
うち、退職給付に係る資産	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,358		△750
うち、上記以外に該当するものの額	6,893		6,893
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,569		12,220
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	224,039		227,797
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.23%		9.55%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を適用のうえ、信用リスクアセットの算出においては標準的手法を採用しています。

【自己資本の充実度に関する事項】

所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスクアセット・所要自己資本の額合計 (A)	211,469	8,458	215,577	8,623
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	206,554	8,262	198,028	7,921
うち、ソブリン向け	4,558	182	3,676	147
うち、金融機関等向け	23,300	932	20,271	810
うち、法人等向け	57,201	2,288	56,234	2,249
うち、中小企業等・個人向け	56,456	2,258	56,890	2,275
うち、抵当権付住宅ローン	7,411	296	6,406	256
うち、不動産取得等事業向け	35,298	1,411	39,535	1,581
うち、3ヵ月以上延滞等	2,507	100	1,834	73
うち、出資等	5,171	206	578	23
うち、上記以外	14,648	585	12,601	504
証券化エクスポージャー	199	7	124	4
うち、証券化	199	7	124	4
うち、STC要件適用分			—	—
うち、再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			11,191	447
うち、ルック・スルー方式			11,191	447
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6,978	279	6,893	275
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,358	△94	△750	△30
CVAリスク相当額を8%で除した得た額	56	2	88	3
中央清算機関関連エクスポージャー	39	1	0	0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (B)	12,569	502	12,220	488
連結総所要自己資本額 (A+B)	224,039	8,961	227,797	9,111

(注)1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。

4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関等向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫及び当金庫子会社等は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

自己資本充実の状況（連結）

【信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）】

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別、業種別及び残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	2018年3月期					2019年3月期				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				3か月以上 延滞	信用リスクエクスポージャー期末残高				3か月以上 延滞
	うち総与信及び コミットメント	うち債券	うちデリバティブ 取引			うち総与信及び コミットメント	うち債券	うちデリバティブ 取引		
国内	512,844	231,231	143,086	174	3,711	502,125	230,364	143,915	96	3,200
国外	1,311	—	1,311	—	—	1,309	—	1,309	0	0
地域別合計	514,156	231,231	144,397	174	3,711	503,434	230,364	145,224	96	3,200
製造業	37,119	27,852	9,065	62	351	35,548	27,824	7,549	35	254
農業、林業	116	116	—	—	18	112	112	—	—	—
漁業	27	27	—	—	—	36	36	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	26	26	—	—	—	19	19	—	—	—
建設業	16,945	15,766	1,101	34	374	17,157	15,991	1,101	20	401
電気・ガス・熱供給・水道業	2,208	176	2,004	—	—	1,741	311	1,402	—	—
情報通信業	1,783	724	913	3	8	1,650	797	709	2	10
運輸業、郵便業	4,966	3,824	1,103	10	30	4,739	4,106	601	3	28
卸売業、小売業	17,848	15,881	1,920	36	625	17,224	15,591	1,604	16	546
金融業、保険業	135,349	2,101	9,024	—	—	120,957	998	7,019	—	—
不動産業	38,155	34,516	3,618	20	1,589	39,479	36,951	2,514	13	1,512
物品賃貸業	1,166	1,166	—	—	—	1,324	1,324	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	366	366	—	—	—	300	300	—	—	—
宿泊業	2,705	2,703	—	—	345	3,088	3,086	—	—	260
飲食業	4,194	4,193	—	0	67	3,684	3,683	—	0	63
生活関連サービス業、娯楽業	3,762	3,762	—	—	2	3,657	3,657	—	—	1
教育、学習支援業	1,581	1,581	—	—	0	1,841	1,841	—	—	0
医療、福祉	4,852	4,852	—	—	—	5,029	5,029	—	—	3
その他のサービス	16,845	16,219	400	5	86	17,547	16,923	400	2	44
国・地方公共団体等	134,498	21,755	112,743	—	—	140,701	20,982	119,718	—	—
個人	73,616	73,616	—	—	210	70,794	70,794	—	—	72
その他	16,017	—	2,501	—	—	16,799	0	2,601	—	—
業種別合計	514,156	231,231	144,397	174	3,711	503,434	230,364	145,224	96	3,200
1年以下	131,672	42,338	9,096	39	—	133,603	43,682	18,031	—	—
1年超3年以下	91,285	25,187	40,742	102	—	102,063	20,916	56,499	70	—
3年超5年以下	71,628	20,760	45,233	32	—	52,337	20,769	20,630	25	—
5年超7年以下	50,346	24,543	15,791	—	—	48,722	28,565	18,255	—	—
7年超10年以下	40,031	25,074	14,955	—	—	30,599	19,004	11,092	—	—
10年超	110,096	91,518	18,578	—	—	116,573	95,858	20,715	—	—
期間の定めのないもの	19,094	1,809	—	—	—	19,534	1,567	—	—	—
残存期間別合計	514,156	231,231	144,397	174	—	503,434	230,364	145,224	96	—

(注)1.「総与信」とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権のことです。

2.「3か月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債権のことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産、現金、その他資産等が含まれます。

4.CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれていません。

5.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	2018年3月期					2019年3月期				
	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
貸倒引当金	12,159	10,747	736	11,422	10,747	10,747	10,798	162	10,585	10,798
うち一般貸倒引当金	781	236	—	781	236	236	611	—	236	611
うち個別貸倒引当金	11,378	10,511	736	10,641	10,511	10,511	10,187	162	10,348	10,187

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	2018年3月期			2019年3月期		
	エクスポージャーの額			エクスポージャーの額		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	99	126,220	126,320	—	133,622	133,622
10%	—	40,049	40,049	—	38,182	38,182
20%	1,635	114,826	116,461	2,124	101,064	103,189
35%	—	21,176	21,176	—	18,307	18,307
50%	30,464	2,761	33,226	25,972	2,343	28,315
75%	—	73,212	73,212	—	73,550	73,550
100%	2,909	97,182	100,092	2,706	102,074	104,781
150%	—	3,589	3,589	—	3,456	3,456
250%	—	26	26	—	26	26
合計	35,109	479,046	514,156	30,803	472,631	503,434

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれていません。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

計数については、29ページをご参照ください。

【出資等エクスポージャーに関する事項】

連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	830	830	836	836
非上場株式等	2,963	—	2,966	—

(注)1.上場株式等には、上場株式及び上場出資証券に該当するものを含めています。

2.非上場株式等には、投資事業組合、その他出資金、信金中金出資金等を含めています。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

計数については、32ページをご参照ください。

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

計数については、32ページをご参照ください。

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

計数については、32ページをご参照ください。

以下については、単体の計数と同一であります。

【信用リスク削減手法に関する事項】 ※計数については、30ページをご参照ください。

【派生商品取引等の取引相手のリスクに関する事項】 ※計数については、30ページをご参照ください。

【証券化エクスポージャーに関する事項】 ※計数については、31ページをご参照ください。

【銀行勘定の金利リスクに関する事項】 ※計数については、33ページをご参照ください。



ウェルカムアーチ (本店正面入口)

“人を迎え、人に親しまれる心”をテーマに郷土出身の陶芸家・中村錦平氏が創作したものです。空に向かう4本の柱は「地域」「企業」「家庭」「金沢信用金庫」をそれぞれ表わし、空中で結ばれたしなやかなアーチは、一体となり未来へと光り輝く姿をイメージしています。このモニュメントが、金沢の文化や産業が発展する象徴となることを願っています。

金沢信用金庫

〒920-8710 金沢市南町1-1

TEL:076-262-2111(代表)

FAX:076-261-7848

<http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>



スマホでアクセス